

専用権放棄声明の審査基準（不専用）

2009年11月16日経済部経授智字
第09820031440号令制定発布
2012年5月2日経済部経授智字
第10120030691号令改訂発布、2012年7月1日発効
2023年5月31日経済部経授智字
第11252800450号令改訂発布、2023年8月1日発効

目次

1.はじめに.....	1
2.専用権放棄声明の意義と適用法規.....	2
2.1 専用権放棄声明の意義.....	2
2.2 専用権放棄声明法規の適用.....	4
2.2.1 専用権放棄に関する規定.....	4
2.2.2 専用権放棄声明の効果.....	5
3.専用権放棄声明をすべきか否かの判断.....	6
3.1 識別性を有しない文字.....	7
3.1.1 説明性の文字.....	8
3.1.2 慣用名称.....	15
3.1.3 識別性を有しないその他の文字.....	16
I、姓及び姓と敬称等の結合.....	16
II、標語（キャッチフレーズ）及び習慣的に使用する祝賀の言葉、縁起が良い言葉、流行語又は故事成語.....	18
III、宗教及び民間信仰の用語.....	26
IV、年代、事業種、商店の屋号及び場所の名称.....	28
3.1.4 文字にデザインが施されている場合、デザインが施されていない従来の文字について、商標権の範囲に疑義が生じる場合、専用権を放棄する旨を声明しなければならない.....	32
3.1.5 図案に識別性を有しない部分を含み、比率を拡大して目立たせる、又はレイアウトデザインを施した部分が、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある場合、専用権放棄声明をしなければならない.....	38
3.1.6 故意に不正確な文字で表示する場合、正確な文字が商標権の範囲に含まれるかどうか疑義が生じるおそれがある場合、専用権放棄声明をしなければならない.....	39

3.1.7 外国文字.....	42
3.2 数字、記号及び型番等、識別性を有しない事項.....	47
3.2.1 数字.....	48
3.2.2 型番と記号.....	50
3.3 識別性を有しない図形.....	54
I、商品そのものの図形.....	54
II、商品又は役務の説明と関係する業界で通常用いられる図形.....	55
III、商品又は役務の出所あるいはその他の特性と関係する地理図形	57
3.3.2 慣用標章.....	58
3.3.3 その他の識別性を有しない図形.....	59
I、宗教及び民間信仰のマーク.....	59
II、商品の装飾図案、外観及び包装デザイン.....	60
III、流行りの図形.....	64
4.専用権放棄声明が必要ではないその他の状況.....	65
4.1 あまり見かけない特殊な言い回しによる識別性を有しない文字の結合	65
4.2 新奇・独特な商業イメージを生む同音意義文字.....	67
4.3 使用によって識別性を取得した事項.....	68
5.専用権放棄声明をしてはならない状況.....	69
5.1 商標全体が識別性を有しない.....	70
5.2 商品又は役務の性質、品質あるいは産地を公衆に誤認・誤信させるおそ れがある事項.....	71
5.3 純粋な情報性の事項.....	74
6.声明の形式.....	78
6.1 専用権放棄声明事項が複数ある場合.....	79
6.2 特定の類別又は一部の商品/役務についてのみ専用権を放棄する旨を声 明しなければならない場合.....	80
6.3 商標図案の大部分が識別性を有しない場合の声名方法.....	81
6.4 旧字体・簡体字（訳注：中国大陸で使用される文字）の中国語の場合の 声名方法.....	82
6.5 外国文字の場合の声名方法.....	84
7.その他の事項.....	87
7.1 専用権放棄の通知を受けたが期限内に回答しない場合の処理方法.....	87

7.2 登録商標で専用権放棄声明をしておらず、その後の出願案件で識別性を有しないことが判明した文字の処理方法.....	87
7.3 識別性を有しない事項が使用により識別性を取得した場合	89
7.4 商標中の識別性を有する部分について専用権を放棄する旨を声明してはならない.....	90
7.5 商標権の範囲に疑義が生じるおそれがない部分について、出願人の専用権を放棄する旨の声明を経てもこれを公告しない.....	91
7.6 混同誤認のおそれについての判断は全体的な観察から	91

1.はじめに

台湾では1991年より「専用権放棄声明」の制度が採用され、2000年に「専用権放棄声明の審査要点（原文は「声明不専用審査要点」）」が制定され、同年12月28日より施行された。その内容は、専用権放棄声明制度の意義、適用範囲を盛り込み、かつ具体的な案件の適用状況を例示したものであった。2004年の「商標法」改正に伴い、要点の内容について若干の修正を行った。しかし、当該要点がすでに施行から相当の歳月を経ていること、かつ箇条書きになっていて内容が比較的簡潔で、実際に作業の参考にするには商標審査官が不足感を感じていることを考慮し、「専用権放棄声明の審査基準（以下「本基準」という。）」を制定し、2010年1月1日より施行され、案件審査の参考用に供された。しかし2011年の「商標法」改正に伴い、専用権放棄声明制度については、従来「商標図案中の識別性を有しない部分については一律、専用権を放棄する旨を声明しなければならない」とされていたものが、改正後は「商標図案中の識別性を有しない部分が、商標権の範囲に疑義が生じる可能性がある場合に限り、専用権を放棄する旨を声明しなければならない」とされたため、本基準もこれに合わせて修正し、2022年7月1日から施行発効された。

専用権放棄声明の制度が施行されて長年が経ち、現在ではインターネットマーケティング等の新形態のビジネスモデルが出現し、商標の表現形式や使用態様も大きく変化しており、商標権の範囲に疑義が生じる可能性があるか否かの判断は、特に数字、標語（キャッチフレーズ）、故事成語等の識別性を有しない事項について、実務上認定し難いものとなっていることに鑑み、2022年9月1日の商標識別性審査基準の改訂に合わせ、専用権放棄の声明をすべきか否かに関する判断原則を新設し、事例を補充して説明した。会社名称、ドメインネーム又は説明的図等のビジネス上の純粋な情報的事項については、商標の一部には属しないとすべきで、登録出願する商標権の範囲を明確にするため、審査及び各界の参考となるよう、適切な実務案件及び内容を新設した。

本基準が引用する案件は、いずれも実際の商標出願案件である。ただし、本基準の執筆に合わせるため、関連案件が指定使用する商品／役務、専用権放棄声明の部分と声明の形式については、実際の登録状況とは必ずしも一致しないことを、この場を借りて断っておく。

2. 専用権放棄声明の意義と適用法規

2.1 専用権放棄声明の意義

商標とは文字、図形、記号、色彩、立体形状、動的、ホログラム、音、又はこれらの結合で構成することができる、識別性を有する標識で、識別性とは、その商品又は役務の関連消費者にそれが当該商品又は役務の出所を認識させることができ、かつそれによって他人の商品又は役務と区別できるという特性である（商 18 I, II）。ゆえに商標の機能は、主に商品又は役務の出所を示し、それによって他人の商品又は役務との区別を図ることにある。商標が、全体的に識別性を有してさえいれば、商標の機能を有するのである。ただし、出願人は往々にして、販売促進のために、商品又は役務と関連する品質、機能、産地等の説明、あるいは広告のキャッチフレーズなど、識別性を有しない事項を、商標図案と一緒に登録出願するのを好む傾向にある。商標が全体的に識別性を有していれば登録が可能であるはずだが、商標の図案に含まれる前述の事項が専用権を有するか否かについては、商標権者とその競争同業者で見方が異なる可能性がある。商標権者が、商標図案中の識別性を有しない部分について、競争同業者に対して権利を主張した場合、たとえ原告の主張が最終的には裁判所に棄却されたとしても、係争中、競争同業者の商品は流通業者によって店頭から撤去される可能性がある。また、競争同業者は係争への対応や応訴に係る時間、労力、費用を負担しなければならず、市場の公平な競争や秩序に影響を及ぼすおそれがある。

商標法の 2011 年の改正前は、商標図案に含まれる識別性を有しない事項について、一律に専用権を放棄する旨の声明を行わなければならないとされていた。しかし、専用権放棄制度を運用するにつれ、こうしたやり方に対して変革を求める提言が出てきた。なぜなら識別性を有しない部分は、指定の商品又は役務の業界では、通常使用される商品又は役務の説明や、慣用標章／名称である可能性があるからである。例えば、「新鮮・美味」を食パンやパン商品に、「土地銀行」を銀行の役務に指定するなどである。「新鮮・美味」と「銀行」は、それぞれ指定の商品又は役務の説明及び慣用名称である。ゆえに、識別性を有しない状況に属することは明確であり、商標権の範囲が当該部分に及ばな

いことは疑いようもない。しかし審査時、出願人に対してやはり専用権放棄を声明するよう補正要求が必要であれば、補正のために公文書を往来させなければならない、いたずらに時間を使い、審査期間に影響を及ぼすこととなる。

専用権放棄制度の目的を考えると、それは主に商標登録後、取得した商標権の範囲について、識別性を有しない事項に対する商標権者の主観的認識と客観的認識に違いがあり、商標権者がそれに基づいて権利を主張し、競争同業者を困らせることになったり、又は専用権を放棄する旨の声明をしなかったために、登録した商標の権利範囲が不明確になり、競争同業者が識別性を有しない当該事項の使用を躊躇したりして、市場の公平な競争に不利となるような事態を避けるためにある。審査時間と市場の公平な競争の両方を考慮した上で、商標法の当該改正により、商標図案のうち、審査の結果、識別性を有しないと認識された部分については、「商標権の範囲に疑義が生じる恐れがある場合」に限り、専用権を放棄する旨を声明しなければならないとされた。すなわち出願人は、法により単独で登録できない「識別性を有しない部分」について、専用権を放棄する旨を声明し、全体的に識別性を有する商標としなければならないのである。それによって、単独で登録できないこれらの部分を、商標の図案中に残すことができ、かつその商標が取得した権利の範囲を明確にすることができるのである。

本局は2012年の本基準の改訂公布の際に、同時に「専用権放棄を声明する必要のない例示事項」を公布し、図案中の識別性を有しない部分が専用権放棄を声明する必要がないものと例示された場合、それらの例示事項は商標権の範囲に疑義が生じるおそれのないことを示しており、当然に専用権放棄を声明する必要はない。審査時において、その他の関連証拠がある時、文字、数字、図形等の識別性を有しない部分が、すでに同業及び公衆が指定商品又は役務の描写に経常的に使用しているものとなっているか、あるいは商品又は役務の特性を率直に描写するものである場合、その説明的性質又は業界が常用する事実がすでに容易に見受けられることが明らかであることから、商標権者及び同業者のいずれもが、当該部分に商標権の範囲が及ぶものとは誤認しない場合には、専用権を放棄する旨の声明をする必要はない。

2.2 専用権放棄声明法規の適用

2.2.1 専用権放棄に関する規定

商標の図案に識別性を有しない部分が含まれ、そのために商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある場合、出願人は当該部分について専用権を放棄する旨の声明をしなければならない。専用権を放棄する旨の声明をしない場合、商標を登録することができない（商 29Ⅲ）。よって商標の図案に識別性を有しない部分が含まれ、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある状況の場合、専用権を放棄する旨の声明をしなければならない。いわゆる「識別性を有しない部分」とは、「指定する商品又は役務の品質、用途、原料、産地についての描写、あるいは関連の特性の説明」、「指定する商品又は役務の慣用標章又は名称」及び「識別性を有しないその他の事項」等の状況を指す（商 29Ⅰ）。実務的には一般に「説明性の事項」、「慣用標章/名称」及び「識別性を有しないその他の事項」を指す。

商標権者はその登録商標の権利範囲を明確に把握し、商標の図案に含まれる専用権未取得の事項について、他人に権利を主張するという状況が発生することを回避したり、同時に競争同業者にも商標使用の範囲を十分に把握させ、誤って他人の商標権を侵害することを回避したりする必要がある。識別性を有しない部分が商標の図案に含まれる場合、商標権者又は競争同業者が、商標権者がすでにこの部分について専用権を取得していると誤解したり、又は法により他人の関連使用を排除できるという誤解したりする可能性がある。このような商標権利範囲の不明確な状況は、すなわち市場の公平な競争秩序に影響を与える可能性がある。ゆえに出願人は識別性を有しない部分につき、専用権を放棄する旨を声明しなければならず、そうしてこそ商標権利範囲を明確にし、商標登録を行うことができる。一方、商標の図案に識別性を有しない事項が含まれているが、商標権者又は競争同業者が、それが含まれる商標の図案にある専用権を有する部分について誤解するおそれがない場合は、専用権を放棄する旨を声明しなくても、商標権範囲の明確さに対する障害にはならない。すなわち「商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある」状況には相当せず、出願人は当該部分について専用権を放棄する旨の声明をしなくても、商標登録を行うことがで

きる。

2.2.2 専用権放棄声明の効果

商標登録後、商標の図案中に専用権放棄部分が含まれていたとしても、商標権者は依然、指定の商品又は役務に使用される商標全体の権利を取得しており、商標中の特定部分の権利を単独使用できるわけではない。商標が、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるか否かの判断は、商標全体の図案を以って観察しなければならない。商標の組み合わせ部分は識別性の強弱に違いがあるため、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるか否かを判断する場合、それぞれ異なる注意力を以って対応しなければならない。このため、商標図案中の識別性を有しない部分については、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがあるため専用権を放棄する旨を声明している場合も、又は疑義が生じるおそれがないため専用権を放棄する旨を声明していない場合も、判断時にあまり注意されなかったり、軽視されたりする可能性がある。しかし、案件の具体的な状況によっては、混同誤認のおそれがあるとの判断に影響を与える可能性もあることは否定できない。

商標の図案に含まれる特定の事項について、専用権を放棄する旨を声明する必要があるかどうかは、審査時に案件の状況に応じて、字典、出版品、インターネットでの検索結果等の情報を参考に、その判断基準とする。しかし、取得できる情報に限界があるため、審査過程において、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある識別性を有しない事項について、専用権放棄を出願人に要求しないまま、商標登録を許可する場合もある。この場合も商標権者は、識別性を有しない当該事項について、他人が使用することを排除してはならない。一方、審査時に識別性を有すると判断されたが、その後、商標権者又は第三者が市場で使用した結果、その識別性に変化が生じる場合もある。例えば、商標権者が権利行使を怠ったため、登録商標が徐々に業界で通常に用いられる説明性の文字に変化したり、ひいては慣用名称になったりして識別性を喪失する場合である。ゆえに専用権放棄声明制度は、審査過程で商標権争議が発生する可能性を回避するための予防的な行政措置でしかない。登録商標が特定事項について専用権を放棄する旨を声明しているかどうかは、当該事項が識別性を有するか否かを事後に判断するための唯一の根拠となるものではない。

3. 専用権放棄声明をすべきか否かの判断

商標は、識別性を有するあらゆる標識であり、ゆえに登録出願された商標が全体で識別性を有しない場合は、登録することができず（商 18、29 I）、また専用権を放棄する旨を声明しても、商標登録をすることができない（本基準 5.1 を参照）。識別性を有しない部分については、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがあるかどうかで、専用権を放棄する旨を声明するべきかどうかの判断が生じる。参照しやすいように、本基準では「商標識別性審査基準」の章節の順序に準じて「文字」、「数字」、「図形」を主軸とし、その下の項目で「説明性」、「慣用名称/標章」、「識別性を有しないその他の事項」の順番で、専用権を放棄する旨を声明すべきか否かの状況を例示し、説明する。その中の「数字」部分は、「型番」及び「記号」等の識別性を有しないその他の事項の適用と併せて説明する。商標図案中のどのような内容が説明性事項、慣用名称/標章又は識別性を有しないその他の事項であるかは、その商標と指定する商品又は役務との関係を判断の根拠としなければならない。その具体的な判断原則は、智慧財産局の「商標識別性審査基準」を参考とされたい。

商標図案に含まれる識別性を有しない部分について、「商標権の範囲に疑義が生じるおそれがあり」専用権放棄を声明する必要があるか否かについての考慮要素は以下のとおりである。

- (1) 図案中における指定する商品又は役務に関する説明であって識別性を有しない部分が、出願人が創造した、又は業界があまり使用しない文字の組合せであり、出願人が当該部分について単独で権利を主張することができるかと誤解する可能性があり、消費者及び競業他社が商標図案における当該部分が商標権を取得しているか否かについて疑義を抱く可能性がある場合、専用権放棄を声明しなければならない。
- (2) 説明性及び慣用名称以外のその他識別性を有しない標識、例えば姓名、標語（キャッチフレーズ）、故事成語、流行語等の説明性を有しない文字であって、業者が通常好んで使用するか専用を取得したと思わせる、これらの標識について、識別性を有しないと判断された場合、出願人

が当該部分について権利を主張できると思わないよう、原則的に専用権放棄を声明しなければならない。ただし、市場でよく見受けられる祈願性又は宣伝性のある広告用語で、消費者及び競業者が、商標権者が当該用語の専用権をまだ取得していないことについて疑義が生じない場合には、専用権放棄の声明をする必要はない。

(3) 2 つ以上のアラビア数字、型番、記号等が識別性を有しないと認められた場合、原則的に専用権放棄を声明しなければならない。ただし、数字が代表する説明が明確に意味を有する（例えば、規格、数量、時間、年代等）、又は業界が常用する縁起が良い、幸運を代表する数字で、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがないと認定できる場合には、この限りではない。

(4) 識別性を有しない部分が図案の中に表示される位置、フォントの大きさ又は占める割合が、出願人の当該部分について商標権を取得したいかどうかの判断に影響がある可能性がある場合、例えば、商標図案の中の識別性を有しない部分が特別に拡大され又は目立っており、当該部分の文字又は図形が権利を取得しているか否かの疑義が生じるおそれがある場合、専用権放棄を声明しなければならない。ただし、専用権放棄を声明する必要のない事項として例示されている場合は、この限りではない。

3.1 識別性を有しない文字

識別性を有しない文字とは、指定の商品又は役務の関連特性の説明、慣用名称、及び識別性を有しないその他の文字を含む。商標の図案に前述の文字が含まれ、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある場合は、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。また、商標の図案に、デザインが施された文字や故意に不正確な文字が表示され、それが識別性を有する場合は、商標権者はデザイン後の当該文字又は不正確な表示の文字について専用権を取得することができる。ただし、デザインが施されていないオリジナルの文字や正確な文字そのものが識別性を有さず、かつ商標権保護の範囲に疑義が生じるおそれがある場合は、専用権を放棄する旨を声明する必要がある（本基準 3.1.4 及び 3.1.6

を参照)。この他に、商標の図案に本国人が知悉しない外国文字が含まれており、国内の同業者及び公衆があまり使用するものでなく、関連する消費者又は競合する同業者が当該文字は専用権を取得したか否かの判断が容易でないものは、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある場合に属し、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。図案に含まれる識別性を有しない部分が、明らかに比率を拡大し、又はレイアウトデザインを施した後、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある場合にも同じとする（本基準 3.1.5 を参照）。

3.1.1 説明性の文字

説明性の文字とは、商品又は役務の品質、用途、原料、産地、又は関連の特性を、直接・明確に描写する用語を指す。また、一般に当該商品又は役務を提供する人々が共通使用する必要がないものを指す。文字の描写が直接・明確であればあるほど、又は同業者や公衆が指定の商品又は役務を説明するのにより通常に使うものであればあるほど、商標権者は当該部分が商標権の及ぶ範囲でないと認識し、同業者も商標権者がその説明性の用語について専用権を取得しているかもしれないとは疑わなくなる。したがって、当該文字が識別性を有しない事項であることは明らかで、疑義も生じない。

(1) 専用権放棄声明が必要な状況

文字描写によって商品又は役務の説明をする場合、同業者や公衆がそれにより指定の商品又は役務を説明するケースは珍しく、例えば 2 つ以上の描写性語彙を組み合わせたが、全体の意味が、商品又は役務に関する説明として用いられるに過ぎない場合、商標権者が当該説明性の文字について専用権を取得しているか否かが明確ではなく、商標権の範囲に疑義が生じ易いため、専用権放棄を声明しなければならない。

【登録査定例】



広告企画、商品パンフレットデザイン、企業管理顧問、スーパーマーケット、農産品の小売販売卸、食品小売り販売卸等の役務に使用する。図案の「零食研究所」には、各種正餐以外のおやつを研究する専門の機関又は場所という意味があり、指定する役務の性質、内容の説明となっている。しかし、同業者及び公衆が指定する役務の説明に用いることは稀であることから、専用権放棄の声明が必要である。



● 芋圓自造所

軽食店、日本料理店、飲料店、キッチンカー、カフェ等の役務に使用する。図案の「芋圓自造所」は、営業場所で販売している芋圓（訳注：サツマイモ団子）は自家製であるという意味を示し、指定する役務に関する特性の説明である。ただし、同業者及び公衆が指定役務の説明に用いることは稀であることから、専用権放棄の声明が必要である。



茶葉、ティーパック、花茶等の商品に使用する。図案の「原質原味」、「Loyal On Original Taste」は、指定商品の品質、原料又は関連する特性の説明である。ただし、同業者及び公衆が指定商品の説明に用いることは稀であることから、専用権放棄の声明が必要である。

(2) 専用権放棄声明が必要ではない状況

説明性の文字が同業者又は公衆が商品又は役務の指定に通常使用する描写である場合、例えば商品又は役務の品質、用途、原料、産地、又は関連の特性で、商品又は役務そのものと密接に関連する特性、例えば商品又は役務の内容、価格、風格、特色、使用方法あるいは保存方法、保存温度、生産技術、パーツ

あるいはそれによって組み立てられた部分、商品又は役務の形態、使用周期あるいは役務期間等を含む場合、原則上それらの部分が商標権の範囲に疑義が生じるおそれがない状況と認定できることに基づいて、専用権を放棄する旨の声明をする必要はない。

【登録査定例】



火鍋（訳注：台湾式の鍋料理）店、日本料理店、セルフサービスのレストラン、飲食店、レストラン等の役務に使用する。「火鍋」は役務提供する内容の慣用名称である。「極品鍋物（訳注：極上の鍋料理の意味）」はレストラン業者が、役務提供の内容（料理）の品質を説明するのに広く使用する言葉であり、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



食パン、パン、ケーキ、ハンバーガー等の商品に使用する。「新鮮」、「美味」は商品の品質を説明し、「現場烘焙」は商品が現場で調理されているという特性を強調する説明である。いずれも菓子業者が広く使用している言葉であり、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 緑茶多酚

牛乳や乳酸菌飲料、豆乳等の商品に使用する。「緑茶多酚（訳注：カテキンの意味）」は飲料商品の成分の説明であり、飲料業者がよく使用しているため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 嘉禾不動産

各種不動産の賃貸、不動産の売買、賃貸の仲介等の役務に使用する。「不動産」は役務の内容（不動産関連の役務）の説明であり、不動産業界においてよく使われる言葉であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



●

飲食店、飲料店等の役務に使用する。「古早味紅茶」及びその英訳である「BLACK TEA OF ANCIENT EARLY FLAVOR」は、役務が提供する飲料の特性を説明しており、飲料業者がよく使う言葉であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● TINE NORWAY

肉、魚肉、家禽肉、非生体狩猟物等のノルウェー産商品に使用する。「NORWAY」は国名のノルウェーで、指定の商品の産地又は出所を説明しているのは明らかである。このため専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

● FASHION SUGAR COAT

革製のジャケット、カバン、財布、リュック、バッグ、ウエストポーチ等

の商品に使用する。「FASHION」は商品の特性を説明したもので、化粧品、スキンケア、バッグ、靴、宝飾及び関連のアクセサリ等の業者が、流行感を強調するためによく使う言葉であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



レストラン、飲料店、軽食店等の役務に使用する。「北方館」は役務が提供する商品の特性を説明したもので、レストランを経営する同業者がよく使う言葉であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



自動車、オートバイ、ホイール、フレーム等の商品に使用する。「TECH」とは「TECHNOLOGY（技術）」を短縮したもので、「FOR PROFESSIONALS」は専門の人に提供しているという意味であり、明らかに商品の品質及び特性を説明するものである。また、同業者及び公衆が自動車商品の説明によく使う言葉であるため、いずれも専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 新化阿發排骨大王

軽食店、移動式屋台、レストラン等の役務に使用する。図案の「新化」は台南の地名であり、明らかに指定する役務の地点を説明する言葉である。「排骨大王」は役務の内容と「大王」という呼称の組み合わせであり、役務が提供する商品の品質及び特性を説明したものであるとともに、レストランの同業者がよく使用する言葉であるため、専用権を放棄する旨を声明

する必要はない。



茶、コーヒー豆、カカオパウダー、チョコレートパウダー、コーヒー飲料等の商品に使用する。図案の「原生手作 忠於原味」は、指定商品の品質、原料又は関連する特性の説明であり、業者がその商品の描写によく使用する言葉であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

文字が、商品又は役務を非常に直接的に明確に説明するため、商品又は役務の特性を率直に描写するにすぎず、その説明の性質が明らかで、商標権者及び同業者はいずれも当該部分を商標権の範囲が及ぶと誤認するには至らない場合、図案のフォントがデザインを施され、図案の中の目立つ位置にある、又は同業者又は公衆が指定する商品又は役務の説明に通常使用することがないとしても、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

【登録査定例】



果汁、アルコールを含まない濃縮果汁等の商品に使用する。図案の「無糖発酵」、「SUGAR FREE FERMENTATION」は、指定する商品の成分、製造方法を率直に描写したもので、商品又は役務を直接明確に説明するものであり、商標権者又は同業者が、商標権者は当該部分について権利を取得できると誤解することがないため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



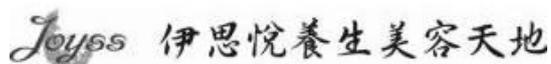
● エアコンプレッサー、コンプレッサー、電力ポンプ、真空ポンプ、抽水機等の商品に使用する。図案の「AIR COMPRESSOR」はそれが使用を指定する商品の直接かつ明確な説明であり、商標図案の目立つ位置に配置されているが、関連する業者又は消費者に、商標権者が当該文字について権利を取得していると誤解させるには至らず、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがないことから、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 自転車及びその部品、電動自転車及びその部品、電動バイク及びその部品等の商品に使用する。図案の「COMPONENTS」は、指定する商品の用途の説明で、文字の外観にはデザインが施されているが、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがないため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

● LG Plug & Wireless

ヘッドホン、イヤホン、カナル型イヤホン、ワイヤレスヘッドホン等の商品に使用する。図案の「Plug & Wireless」は、それが指定する商品を直接明確に説明するもので、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 八宝粥（訳注：台湾の伝統的な 8 種類の穀物入りお粥）、弁当、レトルト

パック、ご飯等の商品に使用する。図案の「養生美容天地」は出願人が経営する商品を直接説明していることが明らかで、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

● 美吾髪漸進染

育毛剤、医療用育毛促進剤、医療用シャンプー、抜け毛予防育毛剤等の商品に使用する。図案の「漸進染」は、商品の用途、機能を直接説明するものであることが明らかで、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

3.1.2 慣用名称

慣用名称とは、業者が通常、特定の商品又は役務を表示する際に用いる名称のことで、一般的には、識別性を有しない事項に属し、業界が共通認識を持ち、疑義を持たないものである。商標図案に含まれる慣用名称部分は、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがないはずなので、出願人はこの部分について専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

【登録査定例】



● 竹炭水、ミネラルウォーター商品に使用する。図案の「竹炭水」は商品の慣用名称であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 玩具のお面、人形、木の人形、布人形、西洋人形等の商品に使用する。「TOY」

は玩具の意味で、指定の商品の慣用名称であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



家具商品に使用する。図案の「家具」は、指定商品の慣用名称であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

3.1.3 識別性を有しないその他の文字

姓、標語（キャッチフレーズ）、よく見受けられる祝辞、縁起が良い言葉、流行語、故事成語等は、説明性を有する標語（キャッチフレーズ）、よく見受けられる祝辞、縁起が良い言葉、流行語、故事成語を除き 3.1.1 の判断原則を適用されるべきであるほか、姓、非説明性の標語（キャッチフレーズ）、縁起が良い言葉、流行語、故事成語がその他の識別性を有する文字である場合には原則的に専用権を放棄する旨を声明する必要があり、その判断は以下のとおりとなる：

I、姓及び姓と敬称等の結合

台湾では実際の商標審査実務において、商標図案に好んで姓を使用する出願人が多い。しかし、同業他社も自分の姓を使用する必要があることを考慮すれば、一人に専用権を独占させるべきではない。商標権が姓に及ぶか否かの疑義が生じることを避けるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。姓に「氏」、「家」、「記」又は敬称を組み合わせたとしても、それが主に意味するところはやはり姓であり、専用権を放棄する旨を声明する必要がある。自己標榜ではない敬称を、商品又は役務の名称と結びつける場合も、それが商品又は役務の提供者を伝えるだけの意味しかなく、商標が識別性を有しない状況である場合、商標権の範囲がそれに及ぶか否かの疑義が生じることを避けるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

【登録査定例】



飲料店、飲食店、軽食店、飲茶バー等の役務に使用する。図案の「朱」は姓なので、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



レストラン、飲食店、軽食店等の役務に使用する。図案の「麵線陳」、「陳」は業主の姓を示しているため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



水煎包（訳注：焼き肉まんのようなもの）商品に使用する。図案の「老蔡」は姓で、「水煎包」及びその英語である「Dumpling Bun」は、指定する商品の慣用名称であるため、原則的に「水煎包」は専用権を放棄する旨を声明する必要はないが、「老蔡水煎包」は全体概念であるため「老蔡水煎包」は専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



ドライフルーツ及びドライベジタブル、フルーツ及びベジタブルの蜜漬け、漬物、キムチ、韓国キムチ等の商品に使用する。図案の「王媽（王ママ）」

は、姓の意味を脱していない。また「包菜婆婆」にはキムチ作りに長けたおばさんという意味もあるため、「王媽（王ママ）」、「包菜婆婆」は専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

II、標語（キャッチフレーズ）及び習慣的に使用する祝賀の言葉、縁起が良い言葉、流行語又は故事成語

標語（キャッチフレーズ）は多くが出願人により創造されたもので、文字及びフレーズの運用に創意工夫がなされており、又は高い識別性を有する商標を含む標語（キャッチフレーズ）で、その文字の組合せが人に斬新で深い印象を与え、第一印象で出所を識別する標識とできる場合は、識別性を有するとして専用権を取得することができる。ただし、標語（キャッチフレーズ）及び習慣的に使用する祝賀の言葉、縁起が良い言葉、流行語又は故事成語が、商品又は役務の品質、用途、原料、産地又は関連特性の宣伝又は標榜に用いられる可能性があり説明的意味を含み、又は宣伝広告的用語の文字の組合せとなり、消費者が出所を識別する標識とせず、識別性を有しない場合、商標権者又は業者が当該部分について商標権を取得できるか否かに容易に疑義が生じることのないよう、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

台湾の商標出願人は、習慣的に使用する祝賀の言葉、縁起が良い言葉、流行語又は故事成語を商標図案に加えることを好む。これらの用語は、商品又は役務の説明ではないものの、同業他社も自分の商品又は役務に同じ言葉を使用したいと考えるかもしれない。ゆえに商標権の範囲に疑義が生じるのを避けるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

（1）専用権放棄声明が必要な状況



スパナ、レンチ、ドライバー等の商品に使用する。標語（キャッチフレーズ）「帶著歡樂跑天下（訳注：楽しい気持ちで走り回ろう）」は専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

● **Leverage**
Enjoy your life

パソコンのメモリ、光ディスク等の商品に使用する。標語（キャッチフレーズ）「Enjoy your life」は、貴方の生活を楽しみなさいという意味で、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



フルーツスムージー、フルーツシェイク、緑豆シェイク等の商品に使用する。図案の「十里畝田盡綠意 甲午飲泉茹豆香（訳注：広大な緑満ちあふれる畑で味わう豆の香り）」等の文字は標語（キャッチフレーズ）又は経営理念にすぎず、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



広告企画、広告デザイン、広告概念開発等の役務に使用する。図案の「以心淬煉．鍛鑄不凡（訳注：心を込めた洗練された非凡な鍛造）」は、企業が人心を鼓舞する標語（キャッチフレーズ）であるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

我相信我們可以



● 布地の小売卸、衣服の小売卸等の役務に使用する。図案の「我相信我們可以（訳注：私たちはできる）」は、業者の経営理念のスローガンの標語（キャッチフレーズ）であり、また、競業他社も同じ用語を使用する可能性もあることから、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



● 衣服、靴、マフラー、スカーフ、ネクタイ等の商品に使用する。図案の「CHARM COMES FROM CONFIDENCE」は「魅力は自信からくる」の意味で、広告的標語（キャッチフレーズ）であることから、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



● 日用品の小売卸、電子材料の小売卸、食品の小売卸、企業管理顧問、企業組織諮問、企業管理諮問等の役務に使用する。図案の「EASY buy EASY EARN」は「気軽に買って気軽に儲かる」の意味で、消費者の注意をひく広告的用語であることから、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

い。



キャラバントレーラーレンタル、テントレンタル、キャンプ地宿泊サービスの提供、キャンプ地設営提供、アウトドア宿泊設備の提供等の役務に使用する。図案の「Let's go play」は、業者のマーケティングサービスの広告的用語であることから、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



コンピュータプログラム設計、コンピュータソフトウェア設計、コンピュータソフトウェア更新等の役務に使用する。図案の「Make Things Happen」は「事を起こす」と直訳することができ、夢をかなえるという意味を含み、業者のマーケティングサービスの広告的用語であることから、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



電球、照明器具、電気ポット、コーヒーメーカー、トースター等の商品に使用する。図案の「SMART LIFE SOLUTIONS」は「スマートライフの解決策」の意味で、商品プロモーションの標榜的広告用語であることから、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



農産品の小売卸等の役務に使用する。図案の「就是自然（訳注：これぞ自然）」は、役務の品質に関する情報を伝達する広告用語であることから、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



市場マーケティング、ネットショッピング、衣服の小売卸等の役務に使用する。図案の「熊蓋厚」の読み及び意味は、台湾語の「最好（訳注：もっとも良い）」であり、業界が標榜的宣伝用語として使用する必要があることから、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



レストラン、複合式レストラン、軽食店、飲料店、飲茶バー等の役務に使用する。図案の「營養師的理想綠拿鐵（訳注：栄養士の理想的グリーンラテ）」は、標榜的宣伝用語として使用する必要があることから、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



飲食店、ホテル、レストラン、飲食及び飲料の提供等の役務に使用する。図案の「愛上米線（訳注：米線に夢中）」、「LOVE RICE NOODLE」は、その役務のマーケティングに関する広告用語であることから、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



● 肉類製品、スープ、肉類レトルトパック等の商品に使用する。図案の「母湯」はネットの流行語であることから、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



● 金属製の安全具、金属製の安全ロープ、梱包用の金属線、積み下ろし用金属ベルト、農業用金属製梱包ロープ等の商品に使用する。図案の「線纜管理專家（訳注：ケーブル管理専門家）」は、商品とアピールの説明用語を結合させたもので、直接的な説明に属することが明らかであるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。「化繁為簡（訳注：複雑なことを簡単解決）」の故事成語は、商品の経営理念及び特性を伝達するものであることから、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

（2）専用権放棄声明が必要ではない状況

商標図案に使用されるキャッチコピー的用語は、わかりやすい描写で商品又は役務を非常に直接的に明確に説明するものである。その説明的性質が明らかでよく見受けられるもの、又は、よく見られる祝賀の言葉、縁起が良い言葉、若しくは故事成語であり、使用を指定する商品又は役務の分野において競業者が販促によく使用するものであって、商標権者及び同業者のいずれもが当該部分について商標権の範囲が及ぶものと誤認するに至らない場合、たとえ専用権放棄の声明をしていなくても、商標権の範囲の明確性に障害がない場合には、出願人は当該部分について専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 信託サービス、融資サービス、保険仲立人、保険諮問、証券等の役務に使用する。図案の「PRIVATE WEALTH MANAGEMENT」には、「プライベート資産管理人」の意味があり、「専屬於您的理財專家（訳注：あなた専門の資産管理専門家）」という説明性キャッチコピーも業者が良く使用するものであることから、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 輸出入代理サービス、百貨店、スーパー、コンビニ、モール、ペットショップ、ペット用品の小売卸等の役務に使用する。図案の「專屬於貓奴的創意市集（訳注：猫下僕専用のフリーマーケット）」は、説明性キャッチコピー用語であり、かつ、業者が良く使用されることから、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 飲料店、飲食店、軽食店等の役務に使用する。図案の「牛排館（ステーキ館）」、「真材 實料 信用 可靠（訳注：本物の素材 信用できる）」は、指定役務の業者が常用する説明的広告用語であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



Tシャツ、アンダーウェア、ベビーパンツ、マタニティウェア、洋服等の商品に使用する。図案の「恭喜發財（訳注：金運に恵まれますように）」は、広告宣伝でよく見受けられる縁起が良い言葉であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



第三者決済サービス、融資サービス、ローン等の役務に使用する。図案の「招財進寶（訳注：富をもたらす福の神が舞い込みますように）」はよく見受けられる祝賀の言葉や縁起が良い言葉であり、消費者はそれを商品又は役務を識別する標識とはみなさず、また、業界でもよく見受けられる縁起が良い言葉であることから、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



蒸し菓子、ケーキ、刈包（蒸しパンに豚の角煮を挟んだもの）、水煎包（焼き豚まん）、まんじゅう等の商品に使用する。図案の「吉祥如意（訳注：万事順調にいきますように）」は、業者がよく広告宣伝に使用する縁起が良い言葉であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

Ⅲ、宗教及び民間信仰の用語

宗教及び民間信仰の神様の名称又は用語が商品又は役務の関連説明ではない場合、一般的に言うと、消費者に与える印象が祈願又は装飾性のある文字のみである場合、商品又は役務の出所を指示する機能は無いため、識別性を有する文字に属さない。しかし、同業者間で、同一の使用状況があまり見られず、商標権者が当該部分の商標権の取得について容易に疑義が生じ、かつ競合する同業者も自己の商品又は役務において同一の用語を使用する可能性がある場合、商標権の範囲に疑義が生じないよう専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

【登録査定例】



ビール、黒ビール、生ビール、ライトビール、ジンジャービール等の商品に使用する。「三太子」は神様の名称で、消費者に与える印象は、祈願の文字にすぎず、識別性を有しないため、専用権の放棄を声明しなければならない。



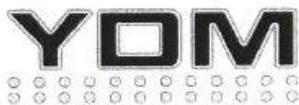
財布、バッグ、手提げ、スーツケース、長財布等の商品に使用する。「黒虎將軍（黒虎將軍。訳注：財運の神様）」は、神様の名称で、消費者に与える印象は、祈願の文字にすぎず、識別性を有しないため、専用権の放棄を声明しなければならない。



衣服、靴、マフラー、スカーフ等の商品及び報道社、通信社、新聞社などの役務に使用する。「彌勒」は神様の名称で、消費者に与える印象は祈願の文字にすぎず、識別性を有しないため、専用権の放棄を声明しなければならない。

商品及び役務区分表 0309「線香、末香」、0405「蠟燭、蠟芯」、1604「香冥紙（祭祀に用いる紙）、祭祀用の紙製のお供え物」；2110「香炉、香冥紙用焼却炉、燭台、線香着火器」の商品；3519「葬儀、宗教用品小売卸売り」；4504「葬儀埋葬サービス」；4502「占星術役務」；4513「宗教集会の企画」役務に使用する神様の名称、呪文、真言、経文、名号等の宗教及び民間信仰の用語は、通常同業者間で用いられ、かつ使用を指定する商品又は役務を十分直接的に、明らかに説明するものであり、本基準 3.1.1 (2) 説明性の文字の処理原則に相当し、商標権の範囲に疑義が生じるおそれは無いため、専用権を放棄する声明をする必要はない。ただし、宗教及び民間信仰用語が一部の指定商品又は役務の説明のみで、その他の商品又は役務においては、その他の識別性を有しない状況である場合は、やはり当該宗教用語は専用権を放棄する声明をして商標権の範囲に疑義が生じないようにしなければならない。

【登録査定例】



育徳媽祖

占い、占星術、易占い、風水、法会代行、宗教会議の手配等の役務に使用する。図案の「媽祖」は指定役務において業者が良く使用する神様の名称であるため、専用権を放棄する声明は必要ない。



●
広告、企業管理顧問、衣服の小売卸、文具・教材用品の小売卸、宗教用品の小売卸等の役務に使用する。図案の「青山王」は神様の名称で、宗教用品の小売卸役務における使用は、指定役務の説明となり、専用権を放棄する声明は必要ない。その他の広告、企業管理顧問、衣服の小売卸、文具・教材用品の小売卸については、消費者に与える印象は祈願の文字にすぎず、その他の識別性を有しない状況であるため、「青山王」の文字については依然として専用権を放棄する声明をしなければならない。

IV、年代、事業種、商店の屋号及び場所の名称

事業の創立年代、会社の種類、商店の屋号等、出願人が経営する事業に関する説明の表示、例えば、ブランドを意味する「牌」、「brand」の文字；会社の種類を表す「股份有限公司（訳注：株式会社）」、「有限公司」等の文字；商店の屋号を表す「齋」、「堂」、「記」、「行」、「社」、「号」等の文字；多数の事業体の結合であることを表す「集団」、「聯盟」の文字；事業の性質を表す「工業」、「商事」等の文字；営業組織を表す「企業」、「実業」、「展業」、「興業」等の慣用文字；事業名称の中でも単純に業務の種類を表す「建設」、「銀行」、「電腦（訳注：パソコン）」「通説（訳注：通信）」の文字；ドメインネームの国別コードトップレベルドメインである「tw」、「jp」及び属性の類別を表す「com」、「org」、「edu」、「net」等の共用部分；商品又は役務の提供者、商店又は場所の名称を表す「屋」、「家」、「館」、「軒」、「庭」、「舗」、「店」、「坊」、「工房」、「工場」、「会館」、「天地」、「広場」、「事務所」、「旗艦店」等の文字、又は、商品名称／役務の内容を当該場所の名称に結合させたもの等は、通常、出願人が経営する事業に関連する説明にすぎず、かつ業界で広く用いられていることから、原則的に商標権の範囲に疑義が生じるおそれはない状況に属する。このため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない（詳細は「専用権を放棄する声明が必要

ではない例示事項」を参照)。

【登録査定例】



ビール、レンコン茶、ニンジン茶、ミルクティー、菊花茶等の商品に使用する。図案の「SINCE2001」は、事業を開始した創業年の説明であるため、専用権を放棄する声明は必要ない。

● 萬歳牌

獣乳、調味乳、乳酸菌飲料、粉ミルク等の商品に使用する。図案の「牌」は、ブランドの意味であるため、専用権を放棄する声明は必要ない。



靴商品に使用する。図案の「COLLECTION」は、収集、精選又はコレクションの意味で、各種商品分野において広く使用されるものであるため、専用権を放棄する声明は必要ない。



レストラン、旅館等の役務に使用する。図案の「餐飲股份有限公司(訳注：レストラン株式会社)」は、業務及び会社の種類を説明する文字であるた

め、専用権を放棄する声明は必要ない。



- 中鋳集團

工業用化学品、科学用化学品、化学試薬等の商品に使用する。図案の「GROUP」、「集團（集団）」は、通常、複数の事業が結合して成る組織を示すため、専用権を放棄する声明は必要ない。



- 海丞企業
HAI CHENG

輸出入代理役務に使用する。図案の「企業」は営業組織の慣用文字であるため、専用権を放棄する声明は必要ない。



- 傘傘動人

雨傘商品に使用する。図案の「.com.tw」は、台湾の一般商業組織が共有するドメイン名称部分で、「Umbrella」は指定商品の慣用名称であり、「傘の図」は指定商品の実体的な図形であるため、いずれも専用権を放棄する声明は必要ない。



-

ジュエリー、貴金属、イヤリング、ペンダント等の商品に使用する。図案の「JEWELRY COMPANY」は、ジュエリー事業を営む会社の意味を示すため、専用権を放棄する声明は不要。



コンピュータ情報システムデータベースの構築、データベース情報の編集、コンピュータファイル管理、職業紹介、人材仲介、広告スペース賃貸等の役務に使用する。図案の「雲端知識服務聯盟(クラウド知識サービス連盟)」は、指定役務の内容及び出願人の事業体組織を直接明らかに説明するものであるため、専用権を放棄する声明は不要。



各種建築物の建造、造園造形の施工、景観造園の工程施工等の役務に使用する。図案の「置地廣場」、「LANDMARK PLAZA」は、出願人が営む事業を直接明らかに説明するものであるため、専用権を放棄する声明は不要。

日光 鮮奶茶 事務所

茶葉、紅茶商品に使用する。図案の「鮮奶茶事務所(訳注: ミルクティー事務所)」は、指定商品及び経営地点又は場所の説明の意味から脱却しておらず、関連する消費者が容易に理解できるため、専用権を放棄する声明は不要。



料理用の非燃料木炭、竹炭原料等の商品に使用する。図案の「工房」は、各種商品と役務の分野においてよく見受けられるものであるため、専用権を放棄する声明は必要ない。

3.1.4 文字にデザインが施されている場合、デザインが施されていない従来の

文字について、商標権の範囲に疑義が生じる場合、専用権を放棄する旨を声明しなければならない

識別性を有しない文字は、もともと商標登録をすることができない。ただし、デザインが施されたことで、純粋な説明、慣用名称、又は識別性を有しないその他の文字の印象から脱却し、識別性を有するようになった場合、商標登録を行うことができる。ただし、登録後に取得する、他人の使用を妨げることができる効力は、デザインが施されていない従来の文字には及ばず、出願人は第三者が当該文字を使用することを妨げてはならない。デザインが施されていない文字自体が識別性を有しない場合、例えば、商標図案の中にデザインを施した文字「餐廳（レストラン）」又は姓の「蔡」を含み、かつレストランサービスへの使用を指定する場合、デザインを施していない「餐廳」と姓の「蔡」は役務の指定において識別性を有しない文字であるため、商標権者は他人による当該文字の使用を排除することはできない。前者（餐廳）の場合、商標権者は他人がレストラン役務へ「餐廳」を使用することを排除できない。これは疑義が生じるものでもないため、「餐廳」について専用権を放棄する声明をする必要はない。後者（蔡）の場合、商標権者は他人が「蔡」の姓を使用することを排除できるか否かについては疑義が生じる可能性があり、商標権保護の範囲を明確にするために「蔡」は専用権を放棄する声明をしなければならない。よってデザインが施されていない文字が識別性を有しておらず、かつ商標権保護の範囲に疑義が生じるおそれがある場合には、デザインが施されていない本来の文

字について専用権を放棄する声明をして始めて登録することができる。反対に、デザインが施されていない本来の文字が「専用権を放棄する声明が必要ではない例示事項」に該当している場合、若しくは非常に直接的な説明であることが明らかで、商標権の範囲に疑義が生じない場合には、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

2010年1月1日までは、文字について専用権を放棄する旨を声明しなければならない対象に、「デザインが施されていない」の用語が含まれていた。当時は、文字がデザインが施された場合、そのデザインが施された字形について、商標権者が専用の権利を有するべきだと考えていた。このため、専用権を放棄する旨を声明しなければならないのは、デザインが施されていない文字とされていた。しかし、文字に施されたデザインがどの程度であれば、「デザインが施された」とみなされるのかについては異なる見方が生じるのは避けられない。商標の「混同誤認のおそれ」の有無を判断する場合は、商標全体の図案を観察することを考えれば、文字に施されたデザインの程度に関わらず、デザインが施される前の従来文字について専用権を放棄する旨を声明したとしても、混同誤認のおそれの判断に影響することはない。ゆえに本基準では「デザインが施されていない」の用語を使用するのをやめ、文字に施されたデザインの程度に関わらず、専用権を放棄する旨を声明するのは、デザインが施される前の従来文字とする。同時に、声明の形式に「文字」の用語を加えた。これにより、専用権を放棄する旨を声明する対象が、デザインが施される前の従来文字であることを明確にできるようになった。(声明の形式については、「6.声明の形式」の説明を参照。)

(1) 専用権放棄声明が必要な状況

【登録査定例】



物流運送、食物運送、貨物配送等の役務に使用する。図案の「智能快取櫃」は、役務に関する特性の説明である。ただし、当該文字を指定役務に組合

せて説明する業者は少ないため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「智能快取櫃」の文字について商標権を主張しない。



●
ポット、鍋、マグカップ、急須、平底鍋等の商品に使用。図案の「一體式中栓（一体式中栓）」は、保温瓶等の商品の中栓とワッシャーが一体になったデザインであることを指す。「SEAMLESS」は「無接縫的（継ぎ目がない）」の意味で、いずれも指定商品に関する特性の説明である。その中の「SEAMLESS」は直接明らかに商品に関する説明であることは疑義もなく、「一體式中栓（一体式中栓）」の文字は同業者があまり使用するものではないため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「一體式中栓（一体式中栓）」の文字について商標権を主張しない。



●
臘肉（訳注：ベーコンのような干し肉）、干し肉、ビーフジャーキー、ポークジャーキー等の商品に使用。図案の「高」は姓であり、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「高」の文字について商標権を主張しない。



●
インスタントレトルトパック、即席麺、鶏肉飯等の商品に使用する。図案

の「老陳」は、陳という姓の人、又は陳おじいさんという親しい呼称であり、姓の意味から脱却していないため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「老陳」の文字について商標権を主張しない。



● 飲料店、レストラン、居酒屋等の役務に使用する。図案の「杜桑（訳注：杜さん）」は、杜という姓の尊称であり、姓名の意味から脱却していないため、専用権を放棄する声明をしなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「杜桑」の文字について商標権を主張しない。



● インターネットショッピング、通信販売、インターネットオークション等の役務に使用する。「夯店」は流行語（訳注：人気、流行、ヒットしている店という意味）であるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「夯店」の文字について商標権を主張しない。



● ソフトウェア、コンピュータゲームを記録した光データキャリア等の商品に使用する。「荆轲刺秦王（訳注：荆轲による秦の始皇帝暗殺未遂事件のこと）」は、我が国の有名な歴史事件である。指定のコンピュータゲームの設定背景又はストーリーの内容を説明したもので、その他の同業者によ

る使用は稀であるため専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「荊軻刺秦王」の文字について商標権を主張しない。

● 

インターネットからダウンロードした音楽、ダウンロード可能な音楽ファイル、インターネットからダウンロードした映画等の役務に使用する。図案の「創意王」、「idea KiNg」は、自社商品の品質を宣伝する、又は特性に関する広告宣伝的用語であるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「創意王」、「idea KiNg」の文字について商標権を主張しない。

● 

量販店、百貨店、雑貨店、農産品小売卸、家庭用品・日用品の小売卸等の役務に使用する。図案の「瘋(マニア)」、「團購瘋(共同購入マニア)」、「HIT GROUP BUYING」は、よく見受けられる流行語であるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「瘋」、「團購瘋」、「HIT GROUP BUYING」の文字について商標権を主張しない。

● 

キャンディ、クッキー、蒸し菓子、月餅、お菓子等の商品に使用する。図案の「瘋堅果(ナッツマニア)」は、ナッツ類が大好きなマニアに対する流行語を示すため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「瘋堅果(ナッツマニア)」の文字に

ついて商標権を主張しない。



水餃子、ワンタン、弁当、魚餃（訳注：魚のすり身餃子）、茶飲料等の商品に使用する。図案の「嗑餃子」は、餃子を食べるという意味であり、指定商品の性質又はその他の関連特性の説明であるため、その音読みのアルファベット「ke jiao zi」も併せて専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「嗑餃子」、「ke jiao zi」の文字について商標権を主張しない。



おもちゃ、カードゲーム、児童用知育玩具等の商品に使用する。図案の「桌遊聯盟」、「Board Game League」は、指定商品及び出願人の事業体組織の説明であるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「桌遊聯盟」、「Board Game League」の文字について商標権を主張しない。

(2) 専用権放棄声明が必要ではない状況



スマートフォンアプリ、コンピュータソフトウェア、ダウンロード可能なコンピュータソフトウェア、コンピュータゲームプログラム、ネットサーバー等の商品に使用する。「商城」は、その指定商品を直接明らかに説明するものであり、また、専用権を放棄する旨を声明する必要のない例示事

項であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



輸出入代理サービス、コンビニ、ショッピングモール、マタニティーベビー用品の小売卸等の役務に使用する。「本舗」は、市場でよく見受けられる営業総本店を示す意味であり、また、専用権を放棄する旨を声明する必要のない例示事項であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

3.1.5 図案に識別性を有しない部分を含み、比率を拡大して目立たせる、又は

レイアウトデザインを施した部分が、商標権の範囲に疑義が生じるお

それがある場合、専用権放棄声明をしなければならない

商標図案に含まれる文字について、商品又は役務の特性を直接・明らかに説明するものであるが、商標図案のフォント又は全体の意匠についてデザインが施されている、又は、図案の目立つ位置に配置され、商標権者及び同業者が当該部分について商標権の範囲が及ぶか否かについて疑義が生じやすい可能性がある場合、依然として専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

【登録査定例】



水着等の商品に使用する。図案の「DIVING」は、指定商品の用途を直接明らかに説明するものであるが、図案の目立つ位置に配置され、フォントのしめる割合は図形が占める割合と同等であり、商標権の範囲に疑義が生

じるおそれがあることに属するため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「DIVING」の文字について商標権を主張しない。



● 気体のパイプライン輸送、エネルギー分配、エネルギー供給等の役務に使用する。図案の「液化天然氣（液化天然ガス）」、「Liquefied Natural Gas」は、指定役務を直接明らかに説明するものであるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。しかし、英文「Liquefied Natural Gas」の略語又は省略形である「LNG」は、同業者には周知の常用されるものではあるが、図案の目立つ位置に配置されており、フォント及び比率も明らかに拡大されており、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがあるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「LNG」の文字について商標権を主張しない。

3.1.6 故意に不正確な文字で表示する場合、正確な文字が商標権の範囲に含ま

れるかどうか疑義が生じるおそれがある場合、専用権放棄声明をしなければならない

商標の図案では、識別性を有しない文字を、故意に同音意義語や通常は使用しない文字として表示することがある。外国語の場合、故意に同音意義語や複合語、合成語等その他の不正確なスペルで表示されたとしても、消費者が正確な文字を識別することができ、しかもそれが消費者に正確な文字が伝達する説明性、慣用名称、識別性を有しないその他の印象を与える場合、同業他社は不正確な表示方法を使用する必要はないとしても、正確な文字を使用する必要がある。このため、正確な文字についても商標保護の範囲が及ぶかどうか疑義が生じるおそれがあり、同業者があまり使用しない説明的文字又は宣伝広告用語である場合には、対応する正確な文字について専用権を放棄する旨を声明しなければ、商標を登録することができない。声明の方法は次のとおり：本件の登

録商標は、「正確な文字／スペル」の文字について商標権を主張しない。

正確な文字の声明形式を例示するため、以下の【登録査定例】はいずれも本基準が既定する声明の形式に基づいて改訂されたものである。本基準が定める声明の形式については、「6. 声明の形式」の説明を参照のこと。

(1) 専用権放棄声明が必要な状況

【登録査定例】

「**東山補骨精**」を粉ミルク、低脂肪粉ミルク等の商品に使用する。「補骨精」は、「補骨精」の正確な文字であり、かつ指定の商品の機能の説明である。しかし、同業他社が通常使用する言葉ではないため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「補骨精」の文字について、商標権を主張しない。

● **KARDIO ANERGI**

栄養補助食品、ビタミン及びミネラル質を含む栄養補助食品、食事療食用澱粉等の商品に使用する。「**CARDIO ENERGY**」は、心肺エネルギーの意味であり、指定商品の用途又は関連する特性の説明であり、図案の「**KARDIO ANERGI**」は故意に同音異義語や通常は使用しない文字として表示したものであるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「**CARDIO ENERGY**」の文字について商標権を主張しない。

● **追碼人**
SN-Trac

コンピュータメモリ装置、コンピュータ、記録済みコンピュータプログラミング、コード読み取り機商品に使用する。図案の「**SN-Trac**」が消費者

に与える認知は、その正確な外国語「SN-Track」（シリアルナンバートラッキング：Serial Number Tracking）の意味を容易に連想することができ、指定商品の用途又は関連する特性の説明であるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「SN-Track」の文字について商標権を主張しない。



栄養補助食品、植物抽出栄養補助食品、ハーブ栄養補助食品等の商品に使用する。「RESVERATROL」（レスベラトール）は、食事補助剤で、図案の「RESVER」、「ATROL」は、上下に分けて配列し前者の「R」のアルファベットを反転させてデザインをやや施したものであるが、消費者に与える認知は、依然として外国語の「RESVERATROL」の意味から脱却しておらず、指定商品の成分説明であるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「RESVERATROL」の文字について商標権を主張しない。



医療用電熱マット、医療器具、医療機器、傷口縫合材料等の商品に使用する。図案の「MOSQUITOUT」は合成語であり、人に与える印象は「MOSQUIT OUT」の蚊の駆除の意味で、指定商品に関する特性の説明であるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「MOSQUIT OUT」の文字について商標権を主張しない。

(2) 専用権放棄声明が必要ではない状況



コーヒー、茶、ココア、人工コーヒー及び氷商品に使用する。図案の「CRAFTEA」は合成語であり、容易に分解して「CRAFT TEA（クラフトティー）」の意味とすることができ、指定商品を直接明らかに説明するものであり、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● **SecurDisc**

デジタルディスク、ブルーレイディスク、高解像度デジタルディスク等の商品に使用する。「SecurDisc」は、「SECURE DISC」の不正確なスペルである。

「secure disc」は商品が、パスワード保護されているという特性を直接明らかに説明するものであり、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



ローヤルゼリー、はちみつ等の商品に使用する。図案の「Propoliz」は「Propolis」の不正確なスペルであり、プロポリスの意味で、商品の品質及び特性を直接明らかに説明するものであるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

3.1.7 外国文字

外国文字が商品又は役務を直接、明らかに説明するものや慣用名称である場合、その文字を理解するものは、商標権者が当該文字について専用権を取得していないことを知ることができるが、当該文字を認識しない者は、文字の意味が分からないために商標権者が当該文字について専用権を取得しているか否かの判断ができない場合、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがあるため、専

用権を放棄する旨を声明する必要がある。英文は台湾人にとって普遍的に知られており、競争同業者も英文の意味について一定の理解があることから、前述した「3.1 識別性を有しない文字」を商標権の範囲の判断に準用できる。英文以外の外国文字については、台湾人の理解が普遍的でなく、競争同業者が意味を理解できずに商標権の範囲が曖昧にならぬよう、識別性を有しない場合は、一律して専用権を放棄する旨を声明しなければならない。(声明の方法は本基準 6.5 を参照)。

(1) 専用権放棄声明が必要な状況

【登録査定例】



農産品、飲料の卸・小売の役務に使用する。英文の「Natural」、「Healthy」は「自然」及び「健康」の意味で、指定した役務が提供する内容を非常に明確に直接的に説明しているため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない；英文標語（キャッチフレーズ）の「PROVIDING ONLY THE BEST FOR YOUR FAMILY」は、「あなたの家族に最上のものをご提供」の意味で、識別性を有しないため専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「PROVIDING ONLY THE BEST FOR YOUR FAMILY」の文字について商標権を主張しない。



チョコレートケーキ、チョコレートパウダー、チョコレートソース等の商品に使用する。「可可豆圖形(カカオ豆の図)」はカカオ豆の写実的な図で、チョコレート関連産業では通常使用されている説明的な図であるため、専用権を放棄する旨の声明は必要ない。フィリピン語「Kakaw」は「カカオ」の意味で商品の成分を説明しており、識別性はなく、フィリピン語は台湾人にとって馴染みのある言語ではないことから、商標権の範囲が該文字に及ぶことについて疑義が生じることがないように、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「Kakaw (フィリピン語：カカオ)」の文字について商標権を主張しない。



コーヒー、コーヒー豆、インスタントコーヒー、コーヒー飲料などの商品に使用する。「咖啡(コーヒー)」は指定した商品の慣用名称又は成分の説明であるため、専用権を放棄する旨の声明は必要ない。ドイツ語の「KAFFE」は「コーヒー」の意味で、指定した商品の慣用名称又は成分の説明で、識別性を有さず、ドイツ語は台湾人にとって馴染みのない言語であり、商標権の範囲が当該文字に及ぶことについて疑義が生じることがないように、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「KAFFE (ドイツ語：コーヒー)」の文字について商標権を主張しない。

팔도 짜장면

棒麵、インスタント調理麵、コーンミール、即席麵等の商品に使用する。図案の「炸醬麵(ジャージャー麵)」を意味する韓国語は、台湾人にとって馴染みのない外国語であるため、専用権を放棄する旨を声明しなければ

ならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「炸醬麵（韓国語）」の文字について商標権を主張しない。



● CHUNG LACTO

タンパク質栄養補助品、タンパク質補充食、乳酸飲料等の商品に使用する。図案の「清乳酸（タンパク質除去）」を意味する韓国語は、台湾人にとって馴染みのない外国語であるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「清乳酸（韓国語）」の文字について商標権を主張しない。



●

フェイスパック、化粧水、乳液等の商品；広告企画、広告デザイン、百貨店、ショッピングモール、ネットショップ等の役務に使用する。図案の「Peau renaître」は「皮膚再生」の意味で、台湾人に馴染みのないフランス語であるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「Peau renaître（フランス語：皮膚再生）」の文字について商標権を主張しない。

(2) 専用権放棄声明が必要ではない状況



漬物、韓国キムチ商品に使用する。図案の「包菜」の意味の韓国語は、台湾人には馴染みのないものであるが、図案には中国語、英文で「包菜（キムチ）」の記述と音読の「KIMCHI」が対照とでき、直接的で明らかな説明に属するため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



お菓子、パティスリー、スイーツ、マカロン等の商品に使用する。図案のフランス語「PÂTISSERIE」は「パティスリー」の意味であり、すでに台湾内のパティスリー飲食、ベーカリー業者が普遍的に使用しているものであるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



インスタント麺、インスタント調理麺、インスタントラーメン、鍋焼き麺等の商品に使用する。図案の「ラーメン」及びローマ字の「RAMEN」は日本語の「ラーメン」の意味で、台湾の麺類飲食業者が普遍的に使用しているものであるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



飲食店、軽食店、火鍋店等の役務に使用する。図案の「すき焼き」及びローマ字の「SUKIYAKI」は日本語ですき焼きの意味で、台湾の飲食業者が普遍的に使用しているものであるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



焼きそば軽食店、軽食屋台、焼き鳥屋、居酒屋、ラーメン店等の役務に使用する。図案の「焼きそば」は日本語の炒麺（焼きそば）の意味で、台湾の飲食業者が普遍的に使用しているものであるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

3.2 数字、記号及び型番等、識別性を有しない事項

商標の図案には、文字や図形のほか、数字、記号、型番がよく含まれる。数字や音楽の符号、句読点、数学の符号又は単位記号等の記号をもって商品又は役務の関連特性を描写するとき、一般的にその説明的性質は容易に見てとることができる。このため、商標権の範囲に疑義が生じる可能性はなく、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。ただし、商標図案に数字が含まれ、商品又は役務の説明ではないものの、識別性を有しない状況である場合、商標権の範囲及び当該数字に疑義が生じることのないよう、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。このほかに、型番は業界の慣用規格ではなく、業者が自己の提供する異なるシリーズ商品を区別する方法として用いているものである

ため、一般消費者は型番で商品の出所を識別することはなく、識別性を有しない。このため、商標図に型番が含まれる場合、商標権の及ぶ範囲に疑義を生じることのないよう、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

3.2.1 数字

(1) 専用権放棄声明が必要な状況

数字は業者が好んで使用し、特定の意味を示すものである。例えば審査時に流行した数字、例：484（是不是：そうでしょ？）、584（我發誓：誓います）、917（揪一起：誘う）、9453（就是有鬆：リラックス）等、消費者は通常それを商品又は役務の出所を識別する標識として認識しておらず、その他の業者もそれを登録出願したい可能性もあり、それが商標権を取得できるか否かの判断は容易ではなく、商標権の範囲に疑義が生じ易いことから、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。また、図案に長い一連の数字の羅列が含まれる場合、特定の意味がなく記憶しにくい数字で、識別性を有しないと認定された場合、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。ただし、例えば電話番号等の長い一連の数字が純粋な情報性事項で、商標の一部に属さない場合、その審査については本基準 5.3 を参考にすること。

【登録査定例】



飲食店、軽食店、火鍋店、ビアハウス等の役務に使用する。図案の数字「9457」は流行語の数字（就是有青：これぞ新鮮、若いの意味）であるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

(2) 専用権放棄声明が必要ではない状況

単一の数字及び商品の製造月日、年代、サイズ、数量、成分比率等の業界でよく見受けられる説明性の数字（例：「304」、「316」は業者が常用するステンレス材質の規格表示）、又は業界が常用して表示する縁起が良い数字（例：168

(一路發：商売繁盛)、888(發發發：儲かる))は、いずれも識別性を有さず、たとえ商標図に含まれていても、同業及び関連する消費者は商標権の範囲に疑義が生じるおそれがない場合、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

【登録査定例】



紅茶、ティーパック、茶等の商品に使用する。図案の単一の数字「2」は、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



骨付き肉、家禽肉、ソーセージ等の商品に使用する。図案の単一の数字「7」は、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



栄養補助食品、植物エキス栄養補助品等の商品に使用する。図案の単一の数字「3」は、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



バイク及びその部品商品に使用する。図案の「125」は、指定商品の排気ガス量規格の説明であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● コンビニ、農産品小売、畜産品小売、水産品小売及び食品飲料小売役務に使用する。図案の「24」は、提供する役務時間を直接明らかに説明するものであるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● (コンピュータネットワークによる) オンラインゲーム役務の提供に使用する。図案の数字「777」は、業者が好んで使用し、よく見受けられるラッキーナンバーであるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● リモコン、赤外線リモコン等の商品に使用する。図案の数字「888」は業者が好んで使用するもので、「発発発 (訳注：儲かる意味)」の縁起の良い音の数字を表しているため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

3.2.2 型番と記号

型番は業界慣用の規格ではなく、業者が自己の提供するシリーズ商品を区別するために用いるものであり、一般の消費者は型番によって商品の出所を識別することはない。故に識別性を有しない。商標の図案に型番が含まれる場合、商標権の範囲が及ぶか否かの疑義が生じるのを避けるため、専用権を放棄する

旨を声明しなければならない。例えば「PEUGEOT 508」が自動車及びその部品、車両エンジン等の商品に使用される場合、「508」は商品の型番であり、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。 「LUXGEN M722 T」がスチールホイール、車輪、ホイール、点火プラグ等の商品に使用される場合、「M722 T」は商品の型番を表すため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

PWseries S2



自転車及びその部品、電動自転車及びその部品、電動補助自転車及びその部品等の商品に使用する。図案の「S2」は商品の型番であり、専用権を放棄する旨を声明する必要がある。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「S2」の文字について商標権を主張しない。

SHIMANO EP5



自転車、ホイールハブ、内歯ホイールシェル等の商品に使用する。図案の「EP5」は商品の型番であり、専用権を放棄する旨を声明する必要がある。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「EP5」の文字について商標権を主張しない。

SUPER 7R



バイク、バイク部品、電動バイク、電動バイクの部品等の商品に使用する。図案の「7R」は商品の型番であり、識別性を有しないため、専用権を放棄する旨を声明する必要がある。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「7R」の文字について商標権を主張しない。

音楽記号、句読点、数学の符号又は単位記号等の記号をもって商品又は役務の関連特性を描写するとき、一般的にその説明的性質は容易に見てとることができる。このため、商標権の範囲に疑義が生じる可能性はなく、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

【登録査定例】



宝くじ発行の役務に使用する。図案の「6/49」は、ロト6の購入方法についての説明（01～49の中から任意6個の数字を選ぶ）であり、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

● EPASMIN - Ω3

西洋薬及び漢方薬、栄養補助食品等の商品に使用する。図案の「Ω3」とは栄養補助食品の成分についての説明であり、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

● KYRO II

パソコンのハードディスク及び集積回路（IC）、すなわちグラフィックアクセレレータ商品に使用する。図案の「II」はIT産業で次世代の商品が出現したときに通常用いる説明であり、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 弦楽器、鍵盤楽器、リード楽器等の商品に使用する。「音符」と「五線譜」は楽器及び音楽教学業界で通常用いられる説明性の符号であり、いずれも専有権を放棄する旨を声明する必要はない。



● カルシウム、カルシウムを含む栄養補助食品、漢方薬、西洋薬等の商品に使用する。♂ は男性を表す符号であり、明らかに商品の特性に関する説明であるため、専有権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 印刷物、定期刊行物、書籍、ノート、学習ノート等の商品に使用する。「+ - × ÷」は算数の書籍又は教材、ノートに通常使用される符号であるため、専有権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 電信会社の決済システムを用いた徴収代行、決済代行、電子資金移動等の役務に使用する。「\$」は金融関連の役務で通常用いられる説明的符号であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

3.3 識別性を有しない図形

識別性を有しない図形には、商品を説明する図形、慣用標章、商品又は役務の関連特性を説明するものではない宗教及び民間信仰の図形、商品の装飾図案、商品の外観及び包装のデザイン等が含まれる。これらについて専用権を放棄する旨を声明する必要があるか否かは、以下のように判断する。

3.3.1 説明性の図形

説明性の図形には、商品そのものの図形、商品の重要な特徴を表す図形、商品又は役務の説明と関係する業界で通常用いられる図形、及び商品又は役務の産地、提供地又はその他の特性を表示するために用いられる地理図形が含まれる。商標の図案に含まれる図形が実物の絵・写真、実物とそれほど違わない絵画、特にデザインの概念が明らかに欠乏している写実的な図形、及び地理地域の輪郭の図形の場合、これらは識別性を有しない図形とされる。これらの図形が、指定の商品又は役務を説明する性質を有することは明確であり、且つ同業者も通常、類似の図形を使用することから、商標権の範囲には疑義が生じず、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

I、商品そのものの図形

【登録査定例】



● コーヒー、コーヒー豆、コーヒーパック等の商品に使用する。図案の「コーヒー豆の実物の図形」は、指定の商品そのもの又は原料を直接説明するものであるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 内燃機関のエンジン点火装置及びその部品、すなわちエンジン用の点火プラグ、予熱栓、点火プラグのキャップ等の商品に使用する。図案の「点火プラグの図形」は、指定の商品の実物の絵・写真であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 新鮮な果物、野菜、みかん、柿、梅、梨などの商品に使用する。図案の「梨の図形」、「みかんの図形」、「柿の図形」は、指定の商品の一部の写実的図形であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

II、商品又は役務の説明と関係する業界で通常用いられる図形

【登録査定例】



● ペット用玩具、ペット用衣類、犬・猫用シャンプーの小売等の役務に使用する。ペットサービス業界では通常使用する可愛い動物の絵・写真は、自分が提供する役務の内容を表し、また客を引き付ける目的がある。図案の「犬」の実物写真については、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● シャンプー、ヘアトニック、トリートメント、コンディショナー等の商品に使用する。図案の「毛根の図形」は頭髮のクレンジング、トリートメント商品に通常使用される説明性の図形であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 読経祭典法会や法会の代行、葬儀の代行等の役務に使用する。図案の「卍」及び「太極の図形」は、台湾で通常使用される宗教のマークであり、指定の役務に使用すると、明らかに特定の宗教の教義又は儀式に基づいて役務を提供する意味を表す。このため、いずれも専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

Ⅲ、商品又は役務の出所あるいはその他の特性と関係する地理図形

【登録査定例】



● 奶油香酥餅（訳注：麦芽糖水あめを餡にしたパイ生地の菓子。台中名物）、太陽餅（訳注：台中名物として有名なパイ生地の子）、月餅、老婆餅（訳注：同上）等の商品に使用する。図案の「台湾の図形」と「台湾」の文字は、商品の産地を表している。「餅」は指定の商品の慣用名称であり、いずれも専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● コーヒーショップ、喫茶店、ファストフード店、セルフサービスのレストラン等の役務に使用する。図案の「義式餐厅（訳注：イタリアレストラン）」の文字と「イタリアの図形」は、飲食同業者が通常使用するもので、明らかに役務が提供する料理の分野を説明していることから、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 海外の学校及び大学の入学申請の代行、海外の学校及び大学の入学資料と情報等を提供する役務に使用する。図案の「Education」は単純に業務の

種類を表す文字であり、「since 1994」とは創業年代を表す。「オーストラリアの地図」は商標出願人が主にオーストラリアの学校の入学手続きの代行や情報を提供していることを表している。つまり、提供する役務の特性を説明したものであり、いずれも専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

3.3.2 慣用標章

慣用標章とは業者が特性の商品又は役務について共通に使用するマークであることを考慮すると、一般的にそれは識別性を有しない事項に属し、業界の共通認識があり、疑義は生じないはずである。これを商標の図案に含めた場合も、商標権の範囲に疑義が生じるおそれはないはずである。このため商標出願人は当該部分について専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

【登録査定例】



● 病院、各種病理検査、生化学検査や医薬情報の提供等の役務に使用する。図案の「2匹の蛇が杖に巻き付いている図」は世界共通の医学のマークであり、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 薬品の小売、医薬器材の小売等の役務に使用する。図案の Rx は（通常は Rx と表す）は医療業界で慣用される処方マークであり、薬局で調剤サービスを提供していることを表すために通常使用される。「十字のマーク」は医療関連の業界の慣用図形であり、いずれも専用権を放棄する旨を声明

する必要はない。



● GREEN CROSS

手術用の帽子、医療用のベッド、点滴スタンド、医療用の手袋等の商品に使用する。「十字マーク」は医療関連の業界の慣用図形であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

3.3.3 その他の識別性を有しない図形

I、宗教及び民間信仰のマーク

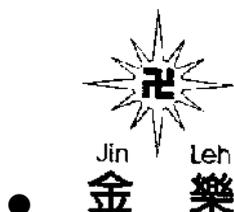
宗教及び民間信仰のマークを商品又は役務に使用することは、神仏の加護、庇護、吉祥、祈願といった印象を与える。一般的にこれは識別性を有しない事項に属し、かつ疑義が生じないものであり、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。ただし、その宗教の神が固定の姿を持たないもので、様々な描写の方法がある場合、出願人及び同業他社は、商標図案の描写方法が商標権を取得できるかどうか、不確定な可能性がある。この場合、疑義が生じるのを避けるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

【登録査定例】



● 葬儀代行、葬式の会場設置、葬儀社、火葬等の役務に使用する。図案の図形は、神像に二匹の龍が玉(太陽)を挟んで向かい合っている様子であり、吉祥の意味、神仏に加護を求める意味が含まれている。この神像の図形に商標権の範囲が及ぶか否かについては、おそらく疑義が生じるため、専用

権を放棄する旨を声明する必要がある。

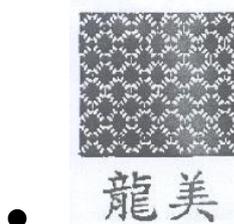


金属のハシゴ、金属の折り畳みハシゴ、脚立等の商品に使用する。「卍」は仏教の象徴的符号であり、消費者に加護、庇護、吉祥、祈願の印象を与えるものであり、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

II、商品の装飾図案、外観及び包装デザイン

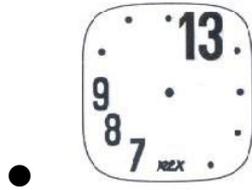
商品の装飾図案、外観及び包装デザインは通常、商品又は役務の出所を識別するための標識とはならず、使用することによって初めて識別性を有するものである。しかし、その装飾図案、商品の外観又は包装デザインは出願人が描いたり、設計した可能性があり、同業者間で必ずしも同様の図案、商品の外観又は包装デザインを使用するとは限らない場合、商標権者及び同業者が当該部分について専用権を有するか否かについて疑義が生じる可能性があるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。ただし、商標図案の中に含まれている装飾図案が、業界でよく見られる背景ベース又は付属性図形である場合、商標権範囲に疑義が生じるおそれに至らないため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

【登録査定例】



将棋盤ゲームの玩具セット、ゲーム用カード、トランプカードの商品に使用する。図案のトランプカードの裏面の図形は、識別性を有しないが、同業者間で必ずしも同様の図案を使用するとは限らず、当該装飾図形が専用

権を取得することについて疑義が生じるのを避けるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



時計、腕時計、置時計、暦時計等の商品に使用する。図案の時計の文字盤のデザインは、当該デザインによって専用権を取得することについて疑義が生じることを避けるため、「時計の文字盤をデザインした図」は専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



太陽餅（訳注：台中名物の菓子）、牛奶太陽餅（訳注：ミルク風味の太陽餅の意味）、各種の菓子商品に使用する。図案の「維格」及び「vigor」は、商品の出所を識別するための文字であるが、その他の文字及び図形が構成する商品の包装図案は、いずれも識別性を有しないため、「維格」及び「vigor」以外の文字、図形については、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。



爪切り、爪切り用やすり、足用やすり等の商品に使用する。図案の「VELVET」は、商品の出所を識別するための文字であり、その他の文字及び図形は商品の外包装の図案であるため、いずれも識別性を有さず、「VELVET」以外の文字、図形については、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。

商標デザインが識別性を有しない商品包装の外観又は連続的で無限に延伸可能な図案を含む場合、全体では識別性を有するが、識別性を有しない部分について商標権の範囲に疑義が生じるのを避けるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。ただし、図案中のパターンが明らかによく見られる装飾的背景装飾に過ぎない場合、原則的に専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

審査の実務上、商品包装の外観について平面図案をもって登録出願する場合、専用権を放棄する旨を声明しなければならないほか、出願時にだけ示される商標図案で図案中の背景デザイン図形が指定商品の外観の連続的で無限に延伸可能な図案であるか否かを判断するのは、通常容易ではない。疑義がある場合は、出願人に説明を提出するよう通知し、提出された実際の使用実態又は将来の使用計画についての証拠資料を加味して判断しなければならず、たとえ個別案件について出願人が積極的に専用権を放棄する旨を声明するとしても、声明しなければならないか否かの疑義が生じる場合は、その商標権の範囲を明確にするため、依然として出願人に更に進んだ説明を提出するよう通知しなければならない。

(1) 専用権放棄声明が必要な状況



本件は平面商標で、タバコ等の商品に使用する。図案の「PRESTIGE」はアルファベット「P」のデザインとリンクし、商品の出所を識別する部分であり、その商品のパッケージ図案は専用権を放棄する旨を声明しなけれ

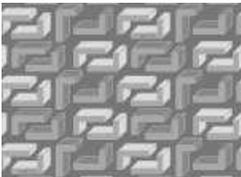
ばならない。声明の方法は次のとおり：本件商標は「PRESTIGE 及びアルファベット P 以外のパッケージの図形」については商標権を主張しない。



● 本件は平面商標で、茶器（食器）、コーヒーセット（食器）、食器（ナイフ、フォーク、スプーンを除く）、及びコーヒー、茶、ココア、砂糖等の商品に使用する。図案の「缶パッケージ容器の図形」はその商品のパッケージ容器の形状を表しただけにすぎず、識別性を有していないため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は、次のとおり：本件商標は「samova 及び花柄の図形以外の缶パッケージ容器の図形」については商標権を主張しない。



● 本件は平面商標で、化粧品、スキンケア商品等の商品に使用する。図案の商品パッケージ容器の図形は識別性を有しないため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件商標は「雪花秀 sulwhasoo 及び肖像画以外のパッケージ容器の形状」については商標権を主張しない。



● 本件は連続図案商標で、スーツケース、バッグ、財布、スーツケースカバー等の商品に使用する。図案の「LANCEL」は商品の出所を識別する文字であり、その装飾用の連続図案の部分は識別性を有しないため、専用権を

放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件商標は「LANCEL」の文字以外の図形については商標権を主張しない。

(2) 専用権放棄声明が必要ではない状況



● 臭豆腐（訳注：豆腐を発酵させて作った料理）、揚げ商品に使用する。図案の「夜来香」は商品の出所を識別する文字で、その他は明らかによく見られる一般的な背景装飾図案であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



● 栄養補助食品、霊芝抽出栄養補助食品、漢方薬等の商品に使用する。図案の「老實真」は商品の出所を識別する文字で、その他は明らかによく見られる一般的な装飾図案であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

Ⅲ、流行りの図形

業者が通常好み、その時の時事又は話題・風潮から派生したデザイン図形を商標として登録出願する場合、当該等の図形は通常、その時の時事又は話題・風潮を表す特定の意味があり、識別性を有しない。これを商標図案の一部として登録出願した場合、同業他社は商標権者がその一部の商標権を取得しているのか否かについて容易に判断できないため、専用権を放棄する旨を声明する必要がある。

【登録査定例】



ズボン、短パン、上着、運動服等の商品に使用する。図案の「T字デザイン図形」は時事・話題及び流行・風潮から派生したデザイン図形であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要がある。声明の方法は次のとおり：本件商標は「歹丸贏」以外の文字、図形については商標権を主張しない。

4.専用権放棄声明が必要ではないその他の状況

商標に含まれる、識別性を有しない部分及びその他の部分との組み合わせが、この組み合わせの結果、識別性を有しない事項が従来の概念から離脱し、かつ新奇で独特な商業イメージを伝達するようになった場合、この組み合わせはすでに不可分の単元となり単一性を有している、すなわち、識別性を有しない当該事項について専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

実務上、よく見られる単一性を構成する状況としては、例えば調和しない方法又は特殊な語法により、識別性を有しない部分と商標のその他の部分を組み合わせたり、あるいは同音意義の文字を使ったり、使用により後天的に識別性を取得した場合などが含まれる。

4.1 あまり見かけない特殊な言い回しによる識別性を有しない文字の結合

業者が、あまり見かけない特殊な言い回しで識別性を有しない文字を組み合わせた場合、それらの文字の組み合わせは通常、新奇で独特な商業イメージを生み出し、不可分の単一性を構成することから、全体では識別性を有するものであり、かつ識別性を有しないという文字について専用権を放棄する旨を声明する必要はない

【登録査定例】

● 行動保姆

無線発信機、無線受信機、衛星測位システム、ナビゲーション等の商品に使用する。図案の「行動」とは説明性の文字（訳注：行動とはモバイルの意味）であり、これを擬人化した語法により「保姆（訳注：保姆とはベビーシッターの意味）」と組み合わせたことで、「行動保姆」は特殊な商業イメージを伝達する言葉となっている。故に「行動」について専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



コーヒー、炭焼きコーヒー、コーヒー豆、コーヒーパック等の商品に使用する。共和国とは君主を国家元首とするすべての組織形態の国家を指す。

「咖啡共和国（訳注：咖啡とはコーヒーの意味）」は「共和国」という文字を使用しているが、実際に存在する特定の国家を指すのではなく、消費者に与える印象は、多種多様なコーヒーを提供しているというものである。よってこの文字の組み合わせは、独特の商業イメージを伝達するものであり、ゆえに「咖啡」について専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



飲食店、軽食店等の役務に使用する。図案の「咖在有哩 KAZAIOLI」は「あなたがいてよかった」の意味で、その文字の組み合わせ及び語法は新奇で独特な商業イメージを伝達し、不可分の単一的印象を構成することから、「咖哩」の2文字については専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

4.2 新奇・独特な商業イメージを生む同音意義文字

同音意義の文字が、消費者に新奇で独特な商業イメージを与えることができるのであれば、通常、そこに含まれる識別性を有しない部分は、その他の部分と組み合わせることで、すでに不可分の単元となっている。ゆえに、当該識別性を有しない部分について専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

【登録査定例】



靴修理の役務に使用。図案の「医鞋院」は「医学院」と同音異義語であり、「鞋」について専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



軽食店、鍋屋、ケータリング、朝食店等の役務に使用する。図案の「好特蔬」は「好特殊（訳注：非常に特殊の意味）」の同音異義語で、「蔬（訳注：野菜の意味）」の字について専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



新鮮な果物、ぎんなん、食用根菜類、新鮮な豆類等の商品に使用する。図案の「栗子（訳注：栗の意味）」は「例子（訳注：例の意味）」の同音異義語で、「栗子」について専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



豆乳、豆花（訳注：豆乳からできたプリンのような物）、豆乳パウダー、干し豆腐等の商品に使用する。図案の「蒜泥（ニンニクをすりおろした物）狼」は「算你狼（訳注：やるじゃないか、お前の勝ちだの意味）」の同音異義語で、「蒜泥」について専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



飲料店、飲食店、軽食店、移動式屋台、キッチンカー等の役務に使用する。図案の「虎口飯吃」は「餬口飯吃（訳注：何とかして生計を立てて食べていくの意味）」の同音異義語で、全体的には識別性を有するため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

4.3 使用によって識別性を取得した事項

商標全体が識別性を有しないものの、商標が市場で使用されたことにより、関連する消費者が当該商標で商品又は役務の出所を識別することができるようになったならば、当該商標を登録することができる（商 29Ⅱ）。商標が識別性を有しない部分を含む時もまた、当該商標を市場で使用することにより、関連の消費者に当該先天的に識別性を有しない部分をもって商品又は役務の出所を識別することができれば、当該部分も後天的識別性を取得する。この場合、商標全体又はその中の識別性を有しない部分については、大量使用によって識別性を取得したため、通常、消費者の心理にはすでに不可分の単一商業イメージが生じている。この場合、すなわち商標又は当該部分を含む識別性を有しない部分についても専用権を放棄する旨を声明する必要はない。（識別性を有しない事項が使用により識別性を取得することに関しては、本基準 7.3 を参照）。

【登録査定例】



野菜・果物ジュース商品に使用する。「一日蔬果（訳注：蔬果は野菜、果物の意味）」は使用により後天的識別性を取得している。「蔬果」は指定の商品の成分についての説明であるが、商標の使用を経た結果、「一日蔬果」はすでに不可分の単一商業イメージが生じている。故に「蔬果」については専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

● 来 愛 買 最 划 算

デパート、スーパーマーケット、ショッピングセンター、通信販売等の役務に使用する。商標全体は、使用により後天的に識別性を取得している（商 29 II）。「最划算（訳注：最も買い得の意味）」は、出願人が提供する商品がその他の業者に比べて買い得であることを説明するものである。ただし、商標全体はすでに不可分の単一性を構成しているため、「最划算」については専用権を放棄する旨を声明する必要はない。

5. 専用権放棄声明をしてはならない状況

商標が識別性を有しない、すなわち、商標が商品又は役務の説明のみによって構成される場合、商品又は役務の慣用標章又は名称のみによって構成される場合、あるいはその他の識別性を有しない標識のみによって構成されるなどの場合は（商 29 I）、拒絶査定としなければならない（商 31 I）。また、専用権放棄声明の規定を適用する余地はない。また、商標が公衆に商品又は役務の性質、品質あるいは産地を誤認・誤信させるおそれがある場合（商 30 I ⑧）も、専用権放棄声明によって商標登録することができない。純粋に情報性の事項で

ある場合、出所を識別する商標が生じる商業イメージの一部ではないため、商標図案の一部を構成せず、しかも専用権放棄を声明してはならない状況に属する。

5.1 商標全体が識別性を有しない

商標全体が識別性を有しないとは、商標の図案全体が商品又は役務の出所を識別するための標識となりえないことを意味している。たとえ図案全体又は図案の中の一部について専用権を放棄する旨を声明したいと請求したとしても、商標全体は依然として出所を識別する機能を持たないことから、専用権を放棄する旨を声明してはならない状況に属する。

【拒絶査定例】



栄養補助食品、タンパク質栄養補助食品、滋養強壮剤、シジミエキス等の商品に使用する。図案の「洄瀾」とは花蓮（訳注：台湾東部の地名）の旧称である。出願人の住所が花蓮であることから、「洄瀾」は商品の産地の説明となる。「麦飯石」とは、正式名称を「(斑状安山岩) 花崗斑岩」といい、浄水作用を持つとされている。一方、「黄金蜆精」は黄金シジミから抽出したシジミエキスという意味であり、「麦飯石黄金蜆精」とはつまり、麦飯石で浄化した水で飼育したシジミから抽出したシジミエキスという意味を持つ。「洄瀾」と「麦飯石黄金蜆精」はいずれも指定の商品に関する説明であり、背景の図形はシジミの実物を描写したものである。前述の文字と図形の組み合わせが消費者に与える印象は、依然として指定の商品に関する説明であり、出所を識別するための標識とはならないため、商標全体は依然として識別性を持たない。このため出願人は「麦飯石黄金蜆精」について専用権を放棄する旨を声明したが、この商標は出願が拒絶査定された。

72%

SOAP SHOP

● 手工皂坊

石鹸、ベビー石鹸、ボディソープ、ハンドソープ等の商品に使用する。図案の72%とは石鹸に含まれる油脂成分の標示である。「SOAP SHOP」は石鹸の店という意味である。これらを「手工皂坊（訳注：手作り石鹸の工房の意味）」と共に指定の商品に使用することで、商標権者が当該商品の提供者であることを意味する。「72%」、「SOAP SHOP」及び「手工皂坊」はいずれも識別性を有しない。また、列記してあるだけであり、商標全体として識別性を有しないため、たとえ前述の説明性の文字について専用権を放棄する旨を声明したとしても、商標権を取得することはできない。

● 

新鮮なレタス、新鮮な野菜商品に使用する。図案の「良食農場」は「優良な食品、良心的な食品を提供する農場」の意味があり、「EAT FRESH EAT LOCAL」は「新鮮なものを食べ、地元のもの食べる」の意味である。「装飾的な葉っぱの図形」に至っては、単独で識別イメージを生じるにはまだ難しく、前述の文字と図形の組み合わせが消費者に与える印象は、商品に関する説明及び識別性を有しない装飾図形のみで構成されているというもので、全体では識別性を有さず、専用権を放棄する旨を声明して登録を取得することはできない。

5.2 商品又は役務の性質、品質あるいは産地を公衆に誤認・誤信させるおそれ

がある事項

商品又は役務の性質、品質あるいは産地を公衆に誤認・誤信させるおそれがある事項が商標に含まれている場合は、出願人がそれについて専用権を放棄する旨を声明したとしても、消費者が当該商標と接触した際、誤認・誤信を生じる可能性が依然としてある。ゆえに専用権放棄によって登録を取得することは

できない。

【拒絶査定例】

● 翔展 金獎

香料、化粧品、スキンケア品、マッサージオイル、香水等の商品に使用する。図案の「金獎」は金メダルの意味を持ち、当該等商品はコンテストで賞を受賞した商品であると消費者に誤認・誤信を与えるため、「金獎」について専用権を放棄する旨を声明することはできず、「金獎」の文字を削除しなかったため、拒絶査定とした。



● 漢方薬、西洋薬、総合ビタミン、臨床試験用製剤等の商品に使用する。図案の「SWISS GUARANTEE SYSTEM」とは、スイスの品質保証制度の意味である。指定の商品に使用した場合、消費者に対し、当該商品がスイスの品質保証制度の認証を受けたと誤認・誤信を与えるおそれがある。ゆえに登録出願を拒絶査定とした。

● 小樽 *Syphon 専売*
手作珈琲

コーヒー、焙煎していないコーヒー、コーヒー豆等の商品に使用する。図案の「小樽」は日本の北海道の地名である。指定の商品に使用した場合、消費者に対し、当該商品が日本の北海道小樽地区から来たものである、又は、当該地区と関連性があるとの誤認・誤信を与えるおそれがある。ゆえに登録出願を拒絶査定とした。

商品又は役務の性質、品質あるいは産地を公衆に誤認・誤信させるおそれがある部分について削除しても商標に実質的な変更が生じない場合は、出願人に当該部分の削除を要求して、登録を許可することもできる。例えば出願人は、それが販売する商品について、行政院農業委員会の認証機構による認証に合格したことを証明してからでなければ（輸入の農産品、農産加工品については海外の有機認証を取得していても、行政院農業委員会の審査に合格しなければならない）、有機という名義を使って販売し、かつこれを有機農産品・農産加工品、あるいはその小売販売に指定使用することができず、商標の図案にも「有機」の文字を入れることができない。また、指定の商品又は役務が、ナノ方式で処理したものやナノ処理の役務、例えばナノ処理を経た化粧品、ナノ処理を経た布地などに限定されなければ、商標の図案の中に「ナノ」という文字を入れることはできない。ただし、出願人がその商品について、すでに認証機構による「有機」の認証を得ていることを証明できない、あるいは指定の商品又は役務をナノ処理に関するものに限定していない場合、「有機」「ナノ」の文字を削除しても商標図案に実質的な変更を生じなければ（商 23）、これらの文字を削除したのちに商標登録を許可することができる。一方、図案の中の文字を削除することで商標の図案に実質的な変更が生じる場合は、商標出願を拒絶査定しなければならない。

【拒絶査定例】



農産品、食品、飲料の小売販売等の役務に使用する。図案の「就是有機」及び「just organic」の文字は、前述の役務が有機商品を提供しているような印象を消費者に与える。しかし出願人は、その販売する商品が、すでに行政院農業委員会が認証する認証機関で合格していることを証明することができなかった。故に出願の商標図案は、前述の役務が提供する商品の性質、品質について、消費者に誤認・誤信を与えるおそれがある。また「就是有機」とは「有機」という言葉を強調する性質を持つ。「just organic」はそれを直訳した英文である。「有機」及び「organic」の文字を削除後の

商標は、従来の商標とは異なる商業イメージを伝達することになる。このため、当該文字の削除は、商標図案に実質的な変更を生じるものである。ゆえに拒絶査定とした。



有機栽培の新鮮な果物・野菜、有機栽培の新鮮なキノコ等の商品に使用する。出願人の商品は、行政院農業委員会が認証する認証機関による検査に合格しておらず、図案の「有機蔬菜（訳注：蔬菜は野菜の意味）」または「ORGANIC FARM PRODUCE」の文字は、関連の消費者に商品の性質又は品質を誤認・誤信させるおそれがある。前述の文字は純粋に説明的性質を持つもので、かつ商標のその他の部分との組み合わせで不可分の単位になっているわけでもない。よって、削除しても商標図案に実質的な変更を生じることはない。しかし、出願人は削除に同意しなかったため、拒絶査定とした。



● NanoNature

顔料、紡織工業用染料、ペンキ、セメントペイント等の商品に使用する。指定の商品が、すべてにナノ処理を施すことを限定していない場合、「奈米（訳注：ナノの意味）」と英語の「Nano」を削除したあと、商標図案には「天然」と「Nature」の文字しか残らず、商品に関する説明となるが、商標全体としては識別性を有しない。ゆえに拒絶査定とした。

5.3 純粋な情報性の事項

一般の商業習慣では、商品、包装容器又は提供する役務の物件には商標の標

示以外に、製造者・代理人又は販売者の電話番号、ファクス番号、住所、商品の注文に関する情報、成分表示、重量（内容量）、製造年月日、栄養成分表及びその他の純粋な情報性事項が記載される。これらは主に法令の規定又は販売の需要に基づいて表示されるもので、商品についての付加説明となっているが、決して消費者の心に商業イメージを残す商標の一部にはなっていない。ゆえに商標図案の内容に属さない。しかも、これらの純粋な情報性事項は商標図案を複雑にし、行政作業やファイリングの手間を増やすため、削除後に登録を許可するものとする。

商品そのものの具体的な外形や商品そのものの運用の原理、用途の描画による商品の図解の表示、又は、提供する役務内容の性質に関する図案の伝達によって、商品又は役務そのものに関する情報が伝達されるにすぎず、消費者の心の中に識別の出所の商業イメージが残らない場合、又は、商標図案全体では識別性を有するが、その中に純粋な商品又は役務そのものの情報性等の図示を含む場合、登録を公告する商標権の範囲を明確にさせるため、専用権を放棄する旨を声明する方式で処理をしなければならず、出願人に削除をしなければ登録ができないと通知しなければならない（商施 24）。

このほか、®及び TM のマークは、商標の図案における純粋な情報性事項には属さない。®とは登録済みのことで、通常は商標の右上に表示し、商標がすでに登録されていることを表すもので、商標が登録されてから表示することが可能となる。また、TM とは「商標」の意味で、出願者が主観上、特定のマークを商標として使用したい場合に使い、通常は登録商標又はまだ登録されていない商標の右上に表示する。®は登録済みの商標に、TM は登録済みと未登録の商標の両方に使用するものである。それそのものは商標の一部ではないため、削除しなければ商標を登録することはできない。

【出願事例】



● 黒豆、キムチ、豆乳、肉類及び肉類製品に使用する。商標の図案の左下に代理人の情報、電話番号、ファクス番号、住所が書かれてあり、右下には商品名、成分、重量、保存期間、有効期限、保存の方法と栄養表示などがある。これらは商品に関する純粋な情報性の事項であるため、削除しなければならない。



● 大型集積回路 (IC)、インターフェースカード、マザーボード、半導体、半導体素子 (デバイス) 等の商品に使用する。図案の「QRcode」、「IMEI:863084040000119」、「2021NTG01」、「NCC:CCAF15LP1990T8」は国際移動体装置識別番号 (IMEI)、国家通信伝播委員会 (NCC) 形式の認証コード等純粋な情報性の事項であるため、商標の一部に属さない。削除を通知しても期限内に補正せず、商標図案をはっきり、明確に表すことができない場合、不受理とする (商 8 I)。



● 衣服、下着、パジャマ、Tシャツ等の商品に使用する。図案の商品機能の図解は純粋な情報性の事項であるため、商標の一部に属さない。削除を

通知しても期限内に補正せず、商標図案をはっきり、明確に表すことができない場合、不受理とする（商 8 I）。



● 潤餅（訳注：台湾風生春巻き）、潤餅の皮、コーヒー飲料、紅茶飲料等の商品に使用する。「潤餅」は指定する商品の一部の慣用名称であり、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。®は登録商標のマークであり、純粋な情報性の事項であるため、削除しなければ商標登録することができない。出願人が®を削除後の商標図案を提出したため、商標登録を許可した。

実務上、出願人は、商標登録によって社名及びドメインネームを保護したいとよく希望するが、デザインが施されておらず、識別性を有しない社名又はドメインネームのフルネームを消費者に認知してもらおうとする場合、それは経営の主体そのもの又は URL を表示したにすぎず、商品又は役務の出所を識別するものではないので、商業上、商品のメーカー、ディーラー又は役務の提供者等の純粋な情報性の事項に属し、商標の一部には属さないため、出願人に社名、ドメインネームの削除を通知しなければならない。削除を通知しても期限内に削除しなかった場合、不受理とする（商 8 I）。

【登録査定例】



● 鍋、スロークッカー、フライパン等の商品に使用する。図案の「美食」、「鍋」は指定商品をはっきりと説明しているため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。URL の「ytower.com.tw」は、特定サイト又はウェブページをリンクする純粋な情報性の事項であるため、出願人が削除した後、登

録査定とした。



FENG YU REAL ESTATE MANAGEMENT BUSINESS CO.,LTD



● 廃棄物及びゴミリサイクル処理、廃棄物回収のアップサイクル（創造的再利用）、廃棄物及びゴミ焼却等の役務に使用する。図案の「FENG YU REAL ESTATE MANAGEMENT BUSINESS CO, LTD」は出願人の会社の英語名称のフルネームであるため、出願人が削除した後、登録査定とした。



● 室内設計の役務に使用する。図案の「白石室内装修设计公司」が消費者に着目させるイメージは会社主体の名称という情報性の事項のため出願人に削除を通知したが、期限内に補正しなかったため、不受理とした（商8 I）。

6.声明の形式

従来、専用権放棄声明の形式は「『専用権放棄事項』を専用権の範囲に含まない」という記述であった。しかし、商標登録は全体的に識別性を持つ商標について権利を取得するものであり、商標の図案中の登録できない部分について、単独で権利を取得することはできない。また「専用権の範囲に含まない」という用語は、商標図案中の専用権放棄声明部分が、当該登録商標の商標権未取得部分であることを十分に表現できていない。商標権者及び第三者が専用権放棄声明の記載内容を理解できるように、本基準は声明の形式を、「本件商標は『専用権を持たない文字』の文字/『専用権を持たない図形』について商標権を主張しない」と改めた。商標図案に専用権放棄声明事項が複数あり、専用権放棄

声明をすべき事項と必要のない事項がともに含まれる場合、旧字体/簡体字（訳注：中国大陸で使用される文字）の中国語及び外国文字についての声明、複雑な背景を持つ文字/図形についての声明の方法等を参考のため、以下に紹介する。

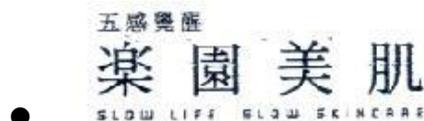
6.1 専用権放棄声明事項が複数ある場合

商標の図案に専用権放棄声明事項が複数ある場合、それぞれの専用権を放棄する声明の内容を明確に区別するため、各専用権を放棄する事項を読点で区切らなければならない。例えば専用権放棄声明事項が3つある場合、その声明の形式は、本件の商標は「専用権放棄声明事項 1」、「専用権放棄声明事項 2」、「専用権放棄声明事項 3」について商標権を主張しない、となる。

【登録査定例】



キムチ、キュウリの漬物、ショウガの塩漬け、醬瓜（訳注：キュウリを醤油などで漬け込んだもの）等の商品に使用する。「曾」は姓であり、デザインを施されているものの、従来 of 文字は識別できる程度である。故に「曾」と「JUST FOOD」についてはいずれも専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「曾」、「JUST FOOD」の文字について商標権を主張しない。



化粧品、人体用クレンジング、香料、茶葉を使用した入浴剤等の商品に使用する。「五感覺醒」と「SLOW LIFE SLOW SKINCARE」について専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「五感覺醒」と「SLOW LIFE SLOW SKINCARE」の文

字について商標権を主張しない。



● 林家糰

バブルブラックティー、アイ스티ー、マントウ（訳注：肉まんから具を抜いた食べ物）、包子（訳注：肉まんの生地になんがな餡を包み蒸して作った食べ物）、碗糰（お米をすりつぶして蒸した料理）、草仔糰（訳注：もち米で作った外皮はヨモギ味で、小豆等の餡を包み蒸して作った食べ物）等の商品に使用する。図案の「林家」は姓の意味から離れず、「林家」と「糰」の字が組み合わさり一つの全体の概念となるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「林家糰」について商標権を主張しない。

6.2 特定の類別又は一部の商品/役務についてのみ専用権を放棄する旨を声明

しなければならない場合

商標中の特定の事項が識別性を有するか否かは、指定の商品又は役務と一緒に観察して判断する必要がある。商標中の説明性の事項又は識別性を有さないその他の事項は、出願人の使用によって、特定の区分又は一部の商品／役務において識別性を生じる場合がある。故に商標の図案中の特定の事項が、一部の区分又は商品／役務についてのみ識別性を有し、且つ商標権の範囲に疑義が生じる状況に属する場合は、特定の区分又は商品／役務について専用権を放棄する旨を声明することができる。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「専用権放棄文字」の文字／「専用権放棄図形」部分について、特定の区分（商品／役務）における商標権を主張しない。

【登録査定例】



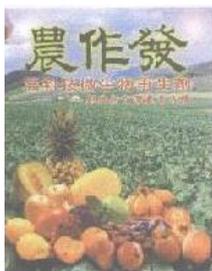
● **Sailing 7 Seas**

第 12 類のヨット、モーターボート、帆船、ホバークラフト、船用マスト、機動ハッチドア、船舶操縦桿、非玩具用リモコン交通ツール等の商品、及び第 39 類の海運運輸、クルーズ客船運輸、フェリー運輸、はしけ運輸、ヨットレンタル、船舶レンタル、航海旅行の手配等の役務に使用する。図案の「Sailing 7 Seas」は海上輸送、船舶運輸に関する商品又は役務の説明文字である。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「Sailing 7 Seas」の文字について、第 12 類の「非玩具用リモコン交通ツール」以外の全ての商品及び第 39 類の全ての役務において商標権を主張しない。

6.3 商標図案の大部分が識別性を有しない場合の声名方法

商品の商業デザインが、消費者に全体的なビジュアルイメージを与えるものであり、これを登録申請する場合、商標図案は全体的に一定の商業イメージを伝達するとしても、通常、商標図案の大部分は識別性を有しない文字又は図形で、識別性を有する部分が占める比重は極めて小さいケースが多い。この場合の声明形式は簡潔で、商標権利の範囲をはっきり示すものとする。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「識別性事項」以外の文字（図形）について商標権を主張しない。

【登録査定例】



● 植物用微量元素肥料、液体肥料、微生物土壌改剤等の商品に使用する。商標図案は識別性を有しない背景図形と「高科技微生物再生剤創造新台湾農

業奇蹟（訳注：ハイテク微生物再生剤で新しい台湾農業の奇跡を生み出す、という意味）」の説明文字を含む。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「農作発」以外の文字、図形について商標権を主張しない。



化粧品、乳液、スキンケアクリーム、パック等の商品に使用する。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「Hisamitsu」「Lifecella」以外の文字、図形について商標権を主張しない。



チョコレート商品に使用する。声明方法は次のとおり：本件の商標は、「meiji」以外の文字、図形について商標権を主張しない。



シャンプー、リンス、トリートメント商品に使用する。図案の「呂」、「呂（韓国語）」、「Ryo」の文字について、出願人の使用によって識別性を取得したが、パッケージボトルの外観は識別性を有しないため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「呂」、「呂（韓国語）」、「Ryo」以外の図形について商標権を主張しない。

6.4 旧字体・簡体字（訳注：中国大陸で使用される文字）の中国語の場合の声

名方法

商標図案に旧字体又は簡体字の中国語表現の識別性を有しない文字が含まれ、それが商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある場合は、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「専用権放棄の中国語（旧字体／簡体字）」について商標権を主張しない。

専用権を放棄する旨を声明しなければならない文字の簡体字と繁体字（訳注：繁体字とは台湾で使用される漢字のこと）の一部字形が同じである場合、それは依然として簡体字中国語に属する。複雑になることを避けるため、これらは簡体字とみなし、前述の声明方法で対応する。

【登録査定例】



漢方薬、西洋薬の商品に使用する。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「薬（旧字体）」の文字について商標権を主張しない。

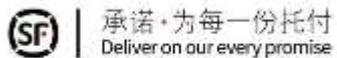
図案の「天然健康素」は直接明らかに説明する文字であるため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。



栄養補助食品の商品に使用する。図案の右上にある「芍」の字は旧字体である。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「芍（旧字体）」の文字について商標権を主張しない。



● 化学研究、化粧品研究、生物学研究等の役務に使用する。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「我們照顧您的健康（簡体字）（訳注：我々はあなたの健康をケアしますの意味）」の文字について商標権を主張しない。



● 航空輸送、自動車輸送、船舶輸送、鉄道輸送等の役務に使用する。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「承諾・為每一份託付（簡体字）（訳注：あらゆる約束を守りますの意味）」、「Deliver on our every promise」の文字について商標権を主張しない。

6.5 外国文字の場合の声名方法

商標図案が識別性を有しない外国文字を含み、且つ商標権の範囲について疑義が生じるおそれがある場合、当該外国文字について専用権を放棄する旨を声明しなければならない。また、台湾人及び関連の同業他社の外国語に対する理解の程度、及びパソコンでの文字入力の可否などを考慮して、声明の方法は言語別に次のように定める。

英語は、台湾人が普遍的によく知る言語であり、中国語による翻訳を記載せずとも、通常は同業者の理解を妨げるものではない。しかも、智慧財産局のコンピュータシステムでも英文の入力は可能である。故に直接英文の文字について、専用権を放棄する旨を声明することが可能であり、中国語の翻訳を記載する必要はない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「専用権放棄の英文」の文字について商標権を主張しない。

英語以外の外国文字については、台湾人が広く理解しているわけではない。もし智慧財産局のコンピュータシステムで入力可能であれば(例えば日本語)、

その声明の方法は次のとおりとする：本件の商標は「専用権放棄の外国語」（言語：中国語の翻訳文）について商標権を主張しない。智慧財産局のコンピュータシステムで入力できない言語であれば（例えば韓国語、アラブ語）、声明の方法は次のとおりとする：本件の商標は、「中国語の翻訳（言語）」について商標権を主張しない。

【登録査定例】



穀類で製造した棒状の菓子、パン、各種クッキー、ケーキ、等の商品に使用する。図案の「BAKERY DELIGHT」は軽食のベーカリーという意味で、指定の商品の説明である。かつ同業者や公衆が通常、指定の商品を説明するときを使用するため、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。キャッチコピー「A WHOLE NEW FOOD SHOPPING EXPERIENCE」は全く新しい食品購入の経験という意味で、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「A WHOLE NEW FOOD SHOPPING EXPERIENCE」の文字について商標権を主張しない。



布団、かけ布団、シーツ等の商品に使用する。図案のキャッチコピー「楽しいワークライフをお約束いたします（訳注：日本語の原文のまま）」は「楽しいワークライフをお約束いたします」という意味で、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標

は「楽しいワークライフをお約束いたします」（日文：想要約定快樂的工作人生）の文字について商標権を主張しない。



マッサージ、アロマテラピー、健康温泉浴場等の役務に使用する。図案のスペイン語のキャッチコピー「DONDE EL AGUA ES VIDA」とは「水のある場所に生命がある」という意味であり、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「DONDE EL AGUA ES VIDA」（スペイン語：有水的地方就有生命）の文字について商標権を主張しない。



第 35 類の広告、ウェブマーケティング、広告宣伝器材のレンタル、及び第 41 類のスポーツ競技の手配及び実施、会議の手配及び実施、教育役務等の役務に使用する。図案の「Okayama」は日本語ローマ字の「岡山」の意味で、「Okayama Japan」は全体のコンセプトの意味であるため、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は「Okayama Japan」（日本語のローマ字：日本岡山）の文字について商標権を主張しない。



輸出入代理、農産品の小売卸等の役務に使用する。図案の「ehime」は日本語ローマ字の「愛媛」の意味で、専用権を放棄する旨を声明しなければならない。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「ehime」（日本語ロ

ーマ字：愛媛)、「みかん」(日文：橘子)の文字について、商標権を主張しない。



ベビーフード、粉ミルクを除くベビーフード、乳幼児用粉ミルク等の商品に使用する。声明の方法は次のとおり：本件の商標は、「Oriental Formula for Babies」、「皇家秘伝」(韓国語)の文字について、商標権を主張しない。

7.その他の事項

7.1 専用権放棄の通知を受けたが期限内に回答しない場合の処理方法

商標の図案が識別性を有しない部分を含み、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある状況に属する場合、法により専用権を放棄する旨を声明しなければならない。出願人は、当該部分について専用権を放棄する旨を声明してから、ようやく商標登録を行うことができる。よって、拒絶理由通知書を受け取ったあと、出願人が所定の期日までに専用権を放棄する旨を声明することに同意するか否かを回答しない場合、それは出願人が、当該部分について識別性を有しており、専用権を主張したいと考えている可能性を意味する。ゆえに智慧財産局はこの出願を却下することになる。出願人がこれに不服である場合、当該部分が識別性を有するか否かについては、行政救済の手続きによる最終確定結果を以って判断することとする。

7.2 登録商標で専用権放棄声明をしておらず、その後の出願案件で識別性を有しないことが判明した文字の処理方法

商標の図案中に含まれる事項が識別性を有するか否かは、審査のときに判断するものである。あとで商標登録を出願する案件が、すでに商標登録している

文字を商標図案の一部としており、しかも先に登録された案件は、識別性を有しない当該文字の専用権を放棄する旨を声明していないとする。しかし、その後に出された出願案件の審査の際、客観的証拠に基づき、当該文字が確実に説明性、慣用名称、又は識別性を有しないその他の事項に該当するか、あるいは後に出された出願案件において当該文字が他の文字と一緒に使用されており、当該文字そのものがすでに商標図案の主要な識別部分ではなくなっており、商品又は役務の関連説明でしかないことが証明され、かつ後に出された出願案件が消費者に誤認・混同を引き起こすおそれがない場合には登録することができ、商標権者又は第三者は、先に提出された案件がすでに商標登録されていたり、あるいは専用権を放棄する旨を声明したりしていないという事実のみを巡って争ってはならない。しかし、当該部分が先に登録された商標に含まれており、かつ専用権を放棄する旨が声明されていないが、後に出された出願案件が登録されている場合は、関連する消費者に誤認・混同を引き起こすおそれがあるとすると拒絶査定されない理由が明確でないため、先の商標権者はやはりその当該識別性を有しない文字について他人の使用を排除する権利を有すると考えるかもしれず、かつ後の商標権者及びその他の競争同業者が当該部分はすでに識別性を有しないことが分からないかもしれないので、後の商標の中の関連する文字が識別性を有しないことを明確に表示するため、後の商標権者は当該部分について専用権を放棄する旨の声明をしてはじめて登録することができる。

例えば「好帮手」は2001年1月16日に流し台、ガステーブル、ジュースディスペンサー、暖房器具等の商品について商標登録された。そして、



の商標が、2007年6月27日、流し台、温水器、ジュースディスペンサー、暖房器具等の商品について登録出願され、商標図案中に前述の商標と同じ「好帮手」という文字が使用され、前述の「好帮手」登録商標と同一及び類似の商品が指定された。「居家好帮手」を指定の商品に使用する場合、これらの商品が家庭の生活をより便利で快適にすることを手助けするという意味を表すが、指定の商品の機能の説明であって後の商標は関連する消費者に誤認・混同を引き起こすおそれがないことから、登録することができる。ただし、「居家好帮手」が識別性を有しないことを明確に表示するために、専用権を放棄す

る旨の声明をしてはじめて商標登録することができる。

「省電達人」は2006年5月1日、節電機器、省エネ電源、電気のスイッチ、変圧器等を指定商品として商標登録された。「達人」とは従来、専門家という意味の日本語であるが、後に台湾の人々も大量使用するようになった。2008



年、省電の達人の商標を電動攪拌機、電動ピーラー、洗濯機等を指定商品として登録出願した際、一般の人々はいずれも「省電の達人」とはすなわち「節電の専門家」の意味であると理解するため、指定商品が有する節電機能の説明として、後の商標が関連する消費者に誤認・混同を引き起こすおそれがないことから、登録することができる。ただし、「省電の達人」が識別性を有しないことを明確に表示するために、専用権を放棄する旨の声明をしてはじめて商標登録することができる。

7.3 識別性を有しない事項が使用により識別性を取得した場合

商標図案が説明的又はその他の識別性を有しない部分を含み、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある場合、専用権を放棄する旨の声明をしなければならない。ただし、当該部分が使用により識別性を取得した場合、当該部分の専用権を放棄する旨の声明をする必要はなく、「文字内容の説明」欄に次のとおり注釈を入れなければならない：本件の商標は「識別性を有しない事項」の部分について出願人の使用により識別性を取得した。



筋力トレーニング器具、運動用具、重量挙げ訓練器材、胸部拡張器等の商品に使用する。図案の「健身工廠」、「FITNESS FACTORY」はその指定商品の説明で、出願人は大量に使用されたことを証明する使用証拠を提出し、後天的に識別性を取得した。説明欄への注釈は次のとおり：本件の商標は、「健身工廠」、「FITNESS FACTORY」の文字部分について、出願人の使用により識別性を取得した。



● 宝石、半貴石、腕時計及び計測器等の商品に使用する。図案の「鑽石恆久遠 一顆永流傳（訳注：ダイヤモンドは永遠の輝きの意味）」は宣伝広告のキャッチコピーで、使用により後天的に識別性を取得した。説明欄への注釈は次のとおり：本件の商標は「鑽石恆久遠 一顆永流傳」の文字の部分について出願人の使用により識別性を取得した。



● 保険役務、障害保険、健康保険等の役務に使用する。図案の上部の「We share We Link」は宣伝広告のキャッチコピーで、使用により後天的識別性を取得した。説明欄への注釈は次のとおり：本件の商標は「We share We Link」の文字について出願人の使用により識別性を取得した。

7.4 商標中の識別性を有する部分について専用権を放棄する旨を声明してはならない

商標中の識別性を有する部分が、出所を指示及び区別する機能を持つ場合、一般に出願人がこの部分について専用権を放棄する旨を声明する道理はない。出願人が識別性を有する部分について専用権を放棄する旨を声明した場合は、出願人に説明を求めることができる。そして、その声明が出願人の誤った認知によって行われたものであった場合、出願人に対して専用権を放棄する必要がないことを知らせ、かつ出願人は当該声明を撤回する意思を表示することができる。

実際、次のようなケースがある。出願人が商標の図案中の、すでに登録又は出願されている商標と類似する識別性を有する部分について専用権を放棄する旨を声明し、それにより商標登録をしようとしたケースである。当該部分を依然として商標図案に使用するかぎり、消費者に混同誤認を引き起こすおそれ

を回避できないので、図案中の先行する商標と類似する識別性を有する部分について専用権を放棄する旨を声明したとしても出願人は商標を登録することはできない。

7.5 商標権の範囲に疑義が生じるおそれがない部分について、出願人の専用権

を放棄する旨の声明を経てもこれを公告しない

専用権を放棄する旨の声明の制度の目的は、商標の権利の範囲を明確にさせることにあるため、商標図案に識別性を有しない部分を含み商標権の範囲に疑義が生じる場合にはじめて専用権を放棄する旨を声明しなければならない。識別性を有しない部分によって商標の権利範囲に疑義が生じない場合には専用権を放棄する旨を声明する必要はない。出願人が当該部分について専用権を放棄する旨の声明をすることは法で禁じられるものではないが、外界が「商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある」ことを判断する妨げになることを避けるため、当該部分については商標公報では公告しない。

7.6 混同誤認のおそれについての判断は全体的な観察から

商標の混同誤認のおそれについての判断は消費者の角度から観察されるものであり、分割したパーツごとの商標ではなく商標の全体像を商品又は役務に関連する消費者が見て判断されなければならない。ゆえに商標間に混同誤認のおそれが存在するか否か、類似商標か否かを判断する場合は、必ず商標の図案全体を観察しなければならない。商標図案中の識別性を持たない部分は、それにより商標権の範囲に疑義が生じるおそれがあつて専用権放棄の旨を声明しているとしても、あるいは疑義が生じるおそれがないため専用権放棄の旨を声明していないとしても、それそのものは商品又は役務の識別部分ではない。しかし、商標全体を比べた場合に、類似商標か否かの判断に影響を与える可能性がある。

【拒絶査定例】



出願人は左側の「K KINHROLL 及び図」を商標登録出願し、ローラー、ドラム、ドラム（機械のパーツ）等の商品を指定した。右側の「KING ROLLER」の商標は他人の先願登録商標で、ローラー、ドラム（機械のパーツ）等の商品を指定して登録を取得している。その図案の「ROLLER」を機械商品に使用することは、それがローラーやドラムを持つことを意味する。このため「ROLLER」は、前述の商品の慣用名称であり、専用権を放棄する旨を声明する必要はない。2つの商標の「KING ROLLER」と「KINGROLL」はそれぞれ図案の重要な識別部分であるが、「ER」が付いているかどうかの違いはあるものの、その外観及び発音の違いは僅かであり、類似商標であるか否かの判断の際、依然として商標図案の全体を観察しなければならず、両者は消費者に混同誤認を与えるおそれがあることから、後者の案件は拒絶査定された。



出願人は左側の「星馬辣及毛設計図」を商標登録出願し、屋台、レストラン、かき氷や、ブラックティ店、飲料店、茶芸館等の役務を指定した。右側の「新馬辣」は他人の先願登録商標で、レストラン、飲料店、飲食店、軽食店等の役務に使用する。両者の商標の主な識別部分である「星馬辣」、「新馬辣」の発音が非常に似ており、出願人は「星馬」、「辣」などの文字を専用権の範囲に含まないとしたが、類似商標であるか否かの判断の際、依然として商標図案全体を観察しなければならず、両者は消費者に混同誤認を与えるおそれがあることから、後者の案件は拒絶査定された。



出願人は左側の商標図案を登録出願し、飲食店、軽食店、ビアハウス、バー、デリバリー、レストラン、居酒屋、飲食サービス提供、ケータリング等の役務を指定した。右側の「台農及び図」は他人の先願登録商標で、スパークリングワイン、ウイスキー、ウォッカ、果実酒等の商品、及び、八寶粥（訳注：8種類の穀物を原料にした食べ物）、飯糰（訳注：台湾風おにぎり）に使用する。2つの商標の主な識別部分はいずれも同様の「台農」2文字であるが、出願人は既に図案中の「台農 57 號地瓜（訳注：サツマイモの種類）」、「特製酒」等の識別性を有しない部分に専用権を放棄する旨を声明している。類似商標であるか否かの判断の際、依然として商標図案の全体を観察しなければならず、両者は消費者に混同誤認を与えるおそれがあることから、後者の案件は拒絶査定された。

● 春・黄金燕窩 春之燕窩

出願人は左側の「春・黄金燕窩」を商標登録出願し、食用ツバメの巣、乾燥ツバメの巣の商品を指定した。右側の「春之燕窩」は他人の先願登録商標で、乾燥ツバメの巣、食用ツバメの巣の商品が指定されている。両者の商標はいずれも「春」を最初の字とし、末尾は「燕窩」の2文字で終わっている。外観、観念及び発音は非常に似ており、前者の商標の「燕窩」は専用権を放棄する旨を声明する必要がある事項に属し、出願人も「黄金燕窩」は専用権の範囲に含まないと声明した。類似商標であるか否かを判断する際、商標図案の全体を観察しなければならず、両者は消費者に混同誤認を与えるおそれがあることから、後者の案件は拒絶査定された。